
平成22年大和町議会予算特別委員会会議録（第3号）

平成22年3月16日（火曜日）

応招委員（17名）

委員長	浅野正之君	委員	堀籠日出子君
副委員長	鷗橋浩之君	委員	馬場久雄君
委員	藤巻博史君	委員	上田早夫君
委員	松川利充君	委員	大友勝衛君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	平渡高志君	委員	中山和広君
委員	堀籠英雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	高平聡雄君	委員	大崎勝治君
委員	秋山富雄君		

出席委員（17名）

委員長	浅野正之君	委員	堀籠日出子君
副委員長	鶉橋浩之君	委員	馬場久雄君
委員	藤巻博史君	委員	上田早夫君
委員	松川利充君	委員	大友勝衛君
委員	伊藤勝君	委員	中川久男君
委員	平渡高志君	委員	中山和広君
委員	堀籠英雄君	委員	桜井辰太郎君
委員	高平聡雄君	委員	大崎勝治君
委員	秋山富雄君		

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

副町長	千坂正志君	教育長	堀籠美子君
町民課長	瀬戸啓一君	教育総務課長	織田誠二君
町民課 国保・年金班 長	伊藤辰三郎君	教育総務課参事 (学務担当)	吉木修君
町民課 窓口サービス班 長	村田良昭君	教育総務課学務班長	石川誠君
町民課 主幹	櫻井修一君	教育総務課学校給食センター 所長	千葉良紀君
環境生活課 長	高橋完君	教育総務課主幹	佐々木光則君
環境生活課 環境生活班長	千坂俊範君	生涯学習課長	八島勇幸君
環境生活課 主幹	大山寿子君	生涯学習課生涯学習班長 兼文化財班長	齋藤秀明君
環境生活課 主幹	清水善治君	生涯学習課総合運動公園 副所長兼体育振興班 長	佐藤誠君
保健福祉課 長	瀬戸善春君	生涯学習課主幹	八巻幸弘君

保健福祉課参事（福祉・介護保険担当）	八島時彦君	生涯学習課主幹	櫻井和彦君
保健福祉課福祉班長	高橋芳春君	生涯学習課主幹	藤井裕二君
保健福祉課介護保険班長	高橋正春君	公民館副館長	後藤良春君
保健福祉課健康づくり班長	長谷勝君	公民館主幹	犬飼元子君
保健福祉課地域包括支援班長	文屋猛夫君	公民館主幹	宮崎由美子君

事務局職員出席者

局長	伊藤真也	班長	瀬戸正志
書記	藤原孝義		

審査日程

- ・ 教育総務課
- ・ 生涯学習課
- ・ 公民館
- ・ 町民課
- ・ 環境生活課
- ・ 保健福祉課

午前9時56分 開 議

委員長 （浅野正之君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の審査はお手元に配付の審査日程により進めてまいりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

審査に入る前にあらかじめ申し上げます。

質疑に当たっては、簡潔明瞭にわかりやすく、また、答弁においても同様をお願いをいたします。

これより審査を行います。

審査の対象は教育総務課、生涯学習課、公民館であります。

説明が終了してまいりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番中山和広委員。

中山和広委員

それでは三、四点お伺いいたします。

予算に関する説明書77ページ、学力向上パワーアップ支援事業80万円の予算であります。それに、主要な施策の概要、この中でもその取り組みについては記載がされておりますが、改めてこのことについて、どのような取り組みをし、学力向上にどのような効果をあらわせるような、そういう活動をするのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、予算に関する説明書の93ページ、きのう学校給食センターを視察いたしました。その中で、学校給食事業1億9,627万6,000円予算が計上されております。その中で賄い材料費が1億788万円、事業の目的は、主要な施策概要に書いてあるとおりであります。安全・安心を確保という意味合いから、食材の地場産品の活用、このことをどのように考えているのかお伺いをしたい。

実は、けさテレビを見ておりましたら、保育園児が自給野菜、これは学校とは違いますけれども、保育園児が自給自足の野菜づくりに取り組んでいるということで、その目的は何かというと、一つは、物をつくるという、食べ物をつくるという、それを学習させるということ。それから、もう一つは、野菜嫌いの子供が、自分たちのつくった野菜を、保育園の給食、それに使うことによって野菜嫌いが解消されると。そういう大きな効果があるということが報道されておりました。

我が町でも食育について、その進め方、事業を展開しているわけですが、この学校給食を通したそういう食育というのも大切なことではないかということと、地場産品をいかに使うか。そうすることによって、地域の農業なり地域というものがどうあるかということを知ってもらえるという、そういうことにもつながってくるのではないかということから、このことについてどういう取り組みを考えているのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう一点は、予算に関する説明書49ページ、これは保健福祉課の中にあります児童福祉総務費、その中の1節報酬17万7,000円があります。その内容は、青少年問題協議会、15名の報酬ということですが、21年度、全額これは減額補正をしているということでありまして、予算を計上したものが使わなかったということであれば、今年度の予算は計上する必要がないのではないかということでありまして、どれぐらいの内容でこの協議会を開催する予定なのか。そして、その協議会の開催の中で、どういう青少年問題についての取り組みを考えているのか、そのことをお伺いをしたいというふうに思います。以上です。

委員長（浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、中山委員の質問にお答えいたします。

まず最初に、学力向上パワーアップ支援事業についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、宮城県の教育委員会の指定を受けております。それで、2カ年度の事業ということで、21年度、22年度の事業ということで実施しているところでございます。21年度につきましても事業費80万円、22年度につきましても事業費80万円というようなことで実施する予定としております。

その具体的な内容ということでございますけれども、これにつきましては後から吉木参事の方から詳細説明させていただきまして、取り組みの中で学力向上に努めているということについて説明させていただければと思っています。

次、給食センターの関係でございます。賄い材料費に絡んでのご質問で、地場製品の取り扱い、地場製品に対する考え方についてということでございます。

これにつきましては、21年度につきましても、JAあさひなさんを通して生産者と協議した中で、地場産品を給食に使いたいというようなことで、いろいろ計画をし、ご相談を申し上げたところなんですけれども、なかなか生産者等の理解が進まない中で、結局、野菜等について地場産品を給食に使うということが実現できなかったというようなことがありました。といったことで、22年度につきましては、農協さんを通じてはもちろんなんですけれども、直接生産者の方々に声をかけて、そういった協力していただけるかといった協議の場を設けていきたいなというふうに考えております。

委員おっしゃるとおり、食育については町でも取り組んでおるところでございます。給食について地場産品を通しての食育といったものも大事だというふうに考えております。そういった中で、22年度、よりこういった地場産品を給食に使うということについては努力していきたいというふうに思っております。

そういった中で、21年度につきましても、それぞれ食育の大事さ、給食を通しての食育の大事さについては、各学校に栄養士がお邪魔しまして、いろいろ啓発しているところがございます。そういった事業についても、22年度、継続していきたいなというふうに考えております。

そういった形で、地場産品、地元で生産されたものが給食に使われるというようなことになれば、先ほど保育所の例、お話がありましたけれども、生産者が身近にいることによって、より野菜に対する愛着とか給食に対する愛着というのが出てきまして、残食率の減少にもつながるのかなというふうに考えております。そういった意味で、なお一層、22年度も進めていきたいなというふうに思っています。

それから、青少年問題協議会に関するご質問でございます。

これにつきましては、21年度の3月補正予算で全額減額計上というようにすることで措置させていただきましたけれども、これにつきましては、条例上、青少年問題、現在、大和町青少年問題協議会条例というのがございます。それに基づきまして青少年問題協議会が設置されているというふうな状況にありまして、これにつきましては、これにかわる組織として、現在、健やか子供をはぐくむ大和町民会議というのがございます。今まで青少年問題協議会で担っていた仕事が現在の健やかな子供をはぐくむ町民会議に移ってきているというふうなこともありまして、結果的に、21年度、青少年問題協議会を開催することなく終わってしまったというふうなことがあります。

そういった中で22年度も計上している分につきましては、条例設置の協議会でございますので、当然、事業、青少年問題協議会を開催していかなければならないというふうなことではおるんですけれども、一応22年度におきまして、青少年問題協議会のあ方、検討しなければならないのかなというふうなことであります。そういったこともありまして、22年度については一応予算計上はさせていただいておりますけれども、その実施方法等については、今後、健やかな子供をはぐくむ大和町民会議との絡みの中で検討していきたいというふうに考えております。実質、業務の内容としましては、青少年問題協議会で担ってきた仕事を現在の健やかな子供をはぐくむ大和町民会議でやっているというふうな実態がございますので、そうい

ったことを踏まえながら、22年度、あり方について検討していきたいというふうに考えています。

あと、学力向上については、吉木参事の方から。

委員長（浅野正之君）

教育総務課参事吉木 修君。

教育総務課参事（学務担当）（吉木 修君）

それでは、学力向上の方について説明申し上げます。

先ほど課長申しましたように、21年度、22年度、県の指定を受けまして、学力向上パワーアップ支援事業というものに取り組んでおります。議員の質問があったように、22年度の取り組みですけれども、21年度と大きく変わるようなところはありませんけれども、ただ、新たに具体的にどういう内容で進めていくかというのを説明したいと思います。

まずは、この学力向上のためには、教員の授業力のアップというのが必要だと思います。もう一つは、家庭での子供の教育環境、これをよくしていくという、この二つの柱に立ってやっていかなければならないと考えております。

まず、教員の授業力アップですけれども、それぞれ学校では校内研究、授業力アップのためですね、校内研究テーマを決めまして、学期に2回、3回、月に1回程度の割合で校内研究会を設けております。そのときに、校内の先生だけじゃなくて、外部からの指導者、これは21年度もやりましたけれども、外部からの指導者を呼んで、大学教授とか、あとは教育研修センターの指導主事等ですね、それに専門的に研究している先生を呼んで、先生方のその授業力、レベルアップを図っていこうということで、21年度と継続して外部講師の積極的な活用というのを考えております。

それから、学力向上のための標準学力調査、21年度からですね、小・中学校、行っていましたが、この標準学力調査、町独自で行うものですが、これを継続して行っていくと。

先日、21年度は1月に小学校終わりました。その結果等もいろいろ検討委員会で検討しております。それを経年比較していくと。全国学力調査だ

と中学校3年生、小学校6年生と限定されております。でも、これですと、小学校5年生が去年受けた、そして6年生になったときにまたその標準学力テストを受けたと。その同じ学年で、結局どのくらい成長したか、どこが伸びたか、どこが弱かったかというのをきちっとはかることができます。それを確認した上で、それを、じゃ次、授業でどのようにこの弱かった部分を展開していくのかというふうな形で、これをもとに授業力向上のための校内での研究会というのを持つことが可能だと思いますので、21年度に引き続き、この標準学力調査は22年度もやっていきたいと考えております。

それから、今年度、1月に教育フォーラム、まほろばホールで行いましたけれども、それと同じような形のものを計画しております。ただし、今年度行ったのは、教員、保護者、両方を対象にしたものでしたけれども、22年度はそれを別にして、一つは教員、大和町内の町立の小・中学校の教員を対象にした研修会、全員を対象にした研修会。それから、今度はもう一つは、別に保護者を対象にした家庭教育のあり方についての研修会をまほろばホールで行いたいと思います。これに関しましては、町の連合PTAの方とも協力して行っていきたいと考えております。そういう形で家庭の意識も高めていきたいと考えております。

もう一つ、家庭での学習の習慣化に関してです。

これに関しましては、今年度は「家庭学習の手引」というものを5月のたいわ広報に載せました。ちょっとそれでも弱かったかなと思いますので、3学期にあれと同じ形で若干中身改定したものを各家庭の方に配布する予定です。やっとでき上がってきましたので、今週中に各家庭にそれを配布して、家庭学習の大切さというのをPRしていく形にしております。

さらに、22年度は、今度はもうちょいそれをバージョンアップしまして、「家庭学習の手引」というのをつくって各家庭に配布したいと思えます。内容的には、例えば低学年の国語の勉強だったら、家庭でこういう具体的なものをしてもらいたいよ、算数だったらこういう具体的なものをしてもらいたいよという「家庭学習の手引」というのを作成して、それを各家庭に配布していきたいと考えております。

その作成する場ですけれども、学力向上検討委員会、年4回、町内の教

務主任者会、教務主任とか、あと研究主任、集めてやっておりますけれども、その方々と一緒にその「家庭学習の手引」というのを作成していきたいと。その検討委員会の中で作成していきたいと考えております。

なお、今申しましたように、その学力向上検討委員会というのが大体中心になって進めていくような形になりますけれども、先日もその会議を行いました。今年度の反省と、来年度へ向けてということで、全国学力調査とか標準学力調査で町の子供たちの弱い部分は何なのか、それを明確にして、それを研究主任者会の方で授業でどういう展開をしていったらいいかというのをきちっと明確化して、役割分担をしていこうというところまで話がされております。

大体その弱い部分というのはどこかということ、読み取る力というのが、そこが弱いというのが明らかにされておりますので、それに関して、じゃ町全体でそれを22年度は取り組んでいこうと。それぞれの学校で授業実践して、それを持ち寄って共通理解を図って、その改善に向けていこうというところまで話は進んでおります。

22年度、この支援事業、継続して行っていくますけれども、2年間の指定ということです。なので、2年で終わりという形じゃなくて、その指定を外れた中でも、23年度以降も町独自でやっていけるものをつくっていく必要があるのかなということで考えておりますので、ご理解よろしく願いしたいと思います。以上です。

委員長（浅野正之君）

15番中山和広委員。

中山和広委員

まず、青少年問題の関係、これは、かわる組織として健やかな子供をはぐくむ大和町民会議、その中でこの青少年問題を進めていくということでありますから、そのことに期待をしながらですね、構成はどういう方々がその町民会議に入っているのかわかりませんが、その方々に期待をするということでもあります。

ただ、問題はですね、今、事件、事故、そういう中で、親が子を、子が

親をというような忌まわしい事件も多々ありますから、やはり子供たちを健全に育てる、健全な家庭をつくり出す。そのためには、やはりこういう事業の中で進めることが非常に大切だというふうに思っておりますから、このことについて改めてその進め方をお伺いしたいというふうに思います。

それから、学力パワーアップ支援事業、これは21年から、去年からやっているということはわかっておりましたが、どういう形で進めているのかと。特に今、学力向上問題は、この前の一般質問でも取り上げさせていただきました。そういう中で、やはり子供たちが満足する、そういう授業が受けられるような、そういう教師のあり方といいますか、教員の指導力、それが大切だということでありまして、これもその中で披瀝をいたしました。秋田県の八郎潟を視察してまいりました。その中では、教員の授業力向上なり、授業力を改善する、その手段として、生徒に評価、いわゆる授業力評価をさせている。そのことによって授業の改善につながっているという、そういうお話も聞いてまいりましたので、ぜひこういうものについては、猿まねではありませんから、まねしてもですね、子供たちのためになるのであれば、それに取り組むと、そういう姿勢もあってはいいのではないかというふうに思っております。

それから、家庭学習の関係については、これも教育振興プランですか、その中では、「学年×10分以上机に」というスローガンの中で家庭学習なりの勧めをしてきているということでありますが、それがなかなか効果が上がらないということで、「家庭学習の手引」というものを改めて配布するんだというふうに思いますけれども、やはりそういう取り組みをきちんとしてもらって、させる、そういう体制というものが私は必要であると。そのためのこういうパワーアップ事業だというふうに感じておりますので、改めてそういう取り組みについてもどういったお考えかお伺いをしたいというふうに思います。以上です。

委員長 （浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

それでは、青少年問題協議会に関する御質問でございます。

健やかな子供をはぐくむ大和町民会議というのは、約50名で組織しております。青少年問題協議会につきましては、30名以内での組織というようなことでございます。そういった意味で、青少年問題協議会のメンバーより人数を多くし、各界各層の方々にこの町民会議に参加していただいているというようなことで、意見、いろんな意見、集約ができるのではないかと。あと、啓発についても十分果たせるのかなというような感じでおります。

確かにいろんな青少年を取り巻く問題、いろんな問題が取りざたされておりますけれども、そういったことの芽を摘むべく、こういった町民会議を利用しまして活動を活発にしていければいいのかなというふうに思っております。

なお、この町民会議につきましては、町からの補助金30万円で運営しているというようなことでございます。その30万円という限られた財源の中ではあるんですけれども、それぞれ大和中学校区、宮床中学校区に分けて、それぞれ活動していただいておりますけれども、なお、その辺ですね、町と連携をとりながらの活動に、指導なり一緒にやっていきたいなというふうに思っております。

あと、学力向上関係については、吉木参事の方からお答え申し上げます。

委員長 （浅野正之君）

教育総務課参事吉木 修君。

教育総務課参事（学務担当）（吉木 修君）

それでは、学力向上の件に関しましてお答え申し上げます。

ただいま質問ありましたように、子供による教師の授業力評価ということですが、大和町の各小・中学校でも、学力向上にかかわってこれを評価するというような形ではなくて、学校評価システム、これの一環として行っております。

この学校評価システムというのは、ちょっと記憶は定かでないんですけども、平成19年に学校教育法が改正されて、その中で、学校も学校関係者評価をしていくというふうな形になりました。俗に言う外部評価という形を学校が取り入れていかなければならないというふうなことになっておまして、その一環として、その流れとして、保護者からの、結局、年度末に保護者からのアンケート調査とか、子供たちからのアンケートとか、そういうものを行って、それを外部の学校関係者評価委員に示して、次の年、こういう形に取り組んでいきますというようなシステムになっているわけなんです。

本町におきまして、それに取り組んではいたんですけども、まとまった形というのがなかったもので、22年度から、この間の定例の教育委員会でその辺の要綱は固めまして、22年度からはそういうしっかりした形で取り組んでいって、報告書も町の統一したもので報告していこうというふうな形で取り組んでおりますけれども、その中で、結局、子供の先生に対する評価というのも入れております。実際、過去、ここ2年くらいは、各学校でその評価も入れて、全体の学校評価という形で教育委員会の方に上げてきているというふうな形です。それを授業力向上の方にも向けていきたいと。さらにですね、やっていきたいと考えております。

なお、家庭学習の「学年×10分」に関しまして、家庭学習の時間が短いというのは、全国の調査でも大和町が短いというのははっきりしております。同じ調査を1月にも実施しました。その結果も、中学生はかなりアップしているんですけども、小学生は4月と同じ状況というふうな形です。

先ほど申しました「家庭学習のすすめ」を別刷りしたのを各家庭に配布するというふうにしましたが、教育長名で、その4月と1月のアンケート調査の内容も含めて、「家庭学習のすすめ」を配布するときに、実態はこういう実態なんだと。テレビゲームもこのくらいやっている、家庭学習時間、4月と1月では全然変わっていない、こういうものを示した上で各家庭に配布して、保護者にも大和町の子供たちの実態を理解してもらうようにしていきたいと考えております。以上です。（「終わります」の声あり）

委員長（浅野正之君）

そのほかございませんか。8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

それでは、生涯学習課と教育総務課にお尋ねいたします。

生涯学習課の方なんですけれども、生涯学習にいろんな町民が学習しようという教室がたくさんあるわけなんですけれども、その中で……。

委員長（浅野正之君）

堀籠委員、何ページでしょうか。

堀籠日出子委員

84ページです。生涯学習推進事業費です。その中で、町民が学習したいということで、いろいろ教室がたくさんあるわけなんですけれども、その中で、子育て終わった方々は、自分の体一つで自分が学習したい教室に入れるわけなんですけれども、若いお母さんたち、今現在子育て中のお母さん、それから、どうしても孫とかを連れていかなければ教室に参加できないという方々が、大勢とも言わなくとも、いると思うんです。そういう方々の子供がいても教室を受けられるという考え方もしていかなければならないと思うんです。

実際、小さい子供を連れてその教室に行ったんですけれども、子供がうるさいというか、うるさくて、当然連れていった本人、お母さんも気が引けるというか、そしてまた、その教室の中のほかの受けている受講生も、何かうるさくて全然集中できなかったという声もちよくちよく聞きますので、そういう小さい子供たちも受けられるような、そういう環境整備が必要じゃないかなと思うんですけれども、その件についてお伺いいたします。

それから、これは87ページになります。文化財保護費なんですけれども、昨日も現地調査してまいりました。その中で、JA跡地の建物、全部解体されていたんですけれども、このJA跡地にありました文化財、遺跡とか民具とか、それを各地区の教育ふれあいセンターに展示、保管して展

示するという説明が前にあったわけなんですけれども、それ今現在どのようになっているのか。そしてまた、今後の計画をお尋ねいたします。

委員長（浅野正之君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

堀籠委員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目でございますけれども、生涯学習をする際に、町民の方々がいろんな生涯学習をする際に、子供を持った保護者の方、あるいは子育て終わりましたお孫さんを持った方々が、そういったものに対応できるというふうなご質問かと思っておりますけれども、現在、生涯学習課の方といたしまして実施しているものにつきましては、一つだけ幼児学級といたしまして「どんぐりクラブ」というふうなものがございまして、これにつきましては、3歳児の子供さんと、それから、その保護者のお母さん方々を対象にいたしまして、子供のリズム体操とか、あるいは保護者の方の話し合い、相互の意見の交換というふうなもので、年6回くらい実施しているものはございます。ただ、今現在、幼児を連れまして対応というふうな形は、なかなかできておらないような状況がございまして、こういったものに対応するのににつきましては、ある程度小さな子供さんを預かる保育施設やなんかの整備が必要かと思う状況でございますけれども、そういったものについては、今現在ちょっとやれるような状況ではございませんけれども、皆様方のご要望をいろいろ聞きながら、今後検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、2点目でございますけれども、旧大和農協の跡地に保育所というふうな形の計画が21年に出てまいりまして、生涯学習課といたしましては、ここで文化財のいろんな整理とか、あるいは、そこに升沢から頂戴した民具、あるいは部材等を収納いたしておったような状況がございません。これにつきましては、いろいろ対応を検討いたしまして、教育ふれあいセンター、鶴巣にございます教育ふれあいセンターの方の一角、使わなかった一角をお借りいたしまして文化財の整理をする。それから、一部、

部材をそちらに運びました。それから、吉田の教育ふれあいセンターにつきまし

ても、2階部分にいろんな民具類を整理したというふうな状況がございます。

それから、嘉太神分校の方でございまして、当初、体育館の方もというふうなことでございましたけれども、この体育館につきましては、非常に利用がこれからもされる見込みだというふうなお話を頂戴いたしましたので、体育館につきましてはちょっと使わないで、教室のあき部分をお借りいたしまして、ここに升沢から寄贈いただきました民具類を収納したというふうな状況がございます。

これにつきましては大分急いでやったものですから、旧農協の事務所から運び出すというふうなことに専念いたしまして、一般の方々に展示するまでには現在至っておらないような状況がございます。今後いろいろ、こういった貴重なものを頂戴したものでございますから、展示もできるようにおいおい考えてまいりたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

生涯学習につきましては、今のところ、子育てというか、子供を保育をする環境には至っていないということなんですけれども、やはり今子育て中のお母さんたちというのは、子育てに集中していて、なかなか自分のストレス発散とか自分がやりたいということができない環境の中で、そういう子育てのお母さんたちの発散する場というのは、やっぱりこういう学習の場だと思うんです。なものですから、今後とも、これからいろんな方々がふえる中で、そういう環境整備というのは今後絶対必要になってくると思いますので、今後そういうことのお取り組みについてのご検討はぜひなさるべきじゃないかなと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それから、文化財の方なんですけど、ふれあいセンターの方に今保管されているということなんですけれども、そうしますと町民に展示するまでには大分長い時間かかるということなんですか。そしてまた、展示した場合、自由にその教室に入って、いつでも自由に見られるものなのか、それとも、ある程度規制があって、手続きしないとその民具とかを見られないというふうなお考えなのかお尋ねいたします。

委員長（浅野正之君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

まず、第1点目の子供さんを持つ親たちの学習環境というふうなことでございますけれども、これにつきましては、子供さんを預かって保育を、一時預かりをしなければならないというふうな問題等があるかと思うんですけれども、いろいろ今後検討したいというようなことで思っているところでございます。

先般でございまして、宇都宮から大和町の方に引っ越してこられました女性の方がまほろばホールに参りまして、その方はミヤママバンドというふうな宇都宮で吹奏楽かなんかのお母さん方のバンドをやっていたそうございまして、このバンドにつきましては、例えばコンクールに出るといふような形のものではなくて、お母さんが子供さんをおんぶいたしまして、一緒に吹奏楽の金管のラッパなり、そういったものを吹こうというふうな形で活動してこられた方がお見えになりました。それで、そういった方々、大和町にどこか場所ありましたら、私たち、また大和町に来るもんですから、近隣の方々を集めまして、そういった子育てをしながら音楽を楽しみたいというふうな方もおりまして、今後こういった方々に対しましても、生涯学習課として、いろいろ場所の提供なりしていきたいというふうな形で考えているところでございます。

それから、文化財の関係でございまして、今現在は吉田の教育ふれあいセンター、あるいは嘉太神分校というふうな形で収納しているわけでございますけれども、一応ある程度の整理をいたしまして、棚とかつく

りまして、ある程度一通りは見れるような形にはなっているところではございますけれども、ただ、常時一般の方々がいつでもというふうな形になりますと、そこにある程度の方がいまして、鍵を開けたりお世話をしながら見せてやるというふうな対応がございますので、ちょっとこの辺は今後検討させていただければと思っております。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

そのほかございませんか。13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

それでは、4点ほど質問したいというふうに思います。

まず一つは、80ページですね。教育振興費、その中で負担金補助ということで、学校・地域共学推進事業、これは中学校の方にも多分同じ項目であると思っておりますけれども、まずもって、その内容等ですね、どういった事業なのかまずお伺いしたいと。

それから、遠距離通学児童対策費ということで54万円ほど予算化されておりますけれども、これ、どのぐらいの人数がまず該当されているのかお伺いしたいと思いますし、また、あわせてスクールバスですね、中学校のスクールバス、これ、それらの小学生もあわせた利用はできないものなのかどうなのか、その辺ですね。

それから、85ページの公民館費、1節の報酬、分館長ということで151万7,000円ということで、42名の方に報酬を出されているということで、まずもって分館長の活動そのものが多分広範囲な分野にわたっているんだと思っておりますけれども、その分館長としての位置づけ、あるいは役割等々についてどうお考えなのかお伺いをしたいというふうに思います。

それから、87ページ、公民館費ということで、町青年団補助金として10万円措置されておりますけれども、現在どのぐらいの団員数があるのか。また、その中で実際の活動等々はどうか、まずお伺いをしたいというふうに思います。

そして、もう一点、91ページですね。広場管理費、5カ所ということで89万何がしを予算措置されておりますけれども、この5カ所ということで各

地区にあるんだと思いますけれども、まずもって、その整備状況ですね、トイレ含めて、これらはどうなっているのかお伺いしたいというふうに思います。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、大友委員の質問にお答えいたします。

最初に、学校・地域共学事業の内容ということでございます。

この事業につきましては、それぞれ学校独自に地域との相互交流事業等に充てる経費ということで補助をしております。それぞれ学校によって使う目的、内容が若干違うところがありますけれども、一番大きい目的といたしましては、開かれた学校というようなことで、学校と地域、相互交流の場のそういった活動に対する助成というようなことがメインとなっております。

それから、遠距離通学児童でございますけれども、一応予算化をしておりますのは45人分ということで見ております。4キロメートル以上の通学児童に対して1月1,000円の12月分ということで、その45人分ということで、今回は54万円ほど計上させていただいております。この人数については過去の実績等によりまして算出したものでございまして、大体このくらいの人数の実績見込みなのかなというふうに考えております。

それから、スクールバスに小学生の利用というようなことでございますけれども、これについては社会文教常任委員会の中でも若干お話出ていた経緯があるんですけれども、それぞれスクールバスにつきましては、中学校の統廃合というような中で誕生したバスでございまして、現在のところ、小学生の利用を認めるかということについては、教育委員会としては今のところ考えていないところでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

大友委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず最初に、公民館の分館長というふうな役割というふうなご質問でございますけれども、大和町分館長会というふうな会議を組織いたしまして、公民館が取りまとめをしております、この活動につきましては、町といたしましては、分館長会の方々の総会とか、あるいは役員会、それから年1回の研修会というような形で実施をさせていただいております。あるいは、黒川郡の分館長大会というふうな、そういったものもございまして、こちらの方にも出席をして、いろんな講演なり研修を聞いているというふうなことでございます。

大分地域のつながりの希薄さが叫ばれてございますけれども、分館長さん方につきましては、こういった方々の取りまとめ役といたしまして、各地域で町の会議以外にもいろいろご活躍をいただいているというふうな、こういった役割かと考えているところでございます。

それから、町の連合青年団の方のご質問でございますけれども、こちらの方には10万円の補助金というふうな形で活動を育成しているものでございます。団員数につきましては、現在大分減りまして、30名というふうな形での活動を行っておるところでございます。この活動につきましては、全国大会とか、そういったものにも出席をいたしております、全国で合唱の部で20年度は1位になりまして、21年度もたしか2番くらいになっているというふうな、活動をいろいろやっているところでございます。

それから、広場管理費でございますけれども、こちらの方につきましては、総合体育館の佐藤副館長が参っておりますので、佐藤の方からご説明をさせていただきたいと思います。

委員長 （浅野正之君）

総合運動公園副所長兼体育振興班長佐藤 誠君。

総合運動公園副所長兼体育振興班長 （佐藤 誠君）

お答えいたします。

広場管理費の各地区の広場の整備状況ということだと思います。各地区の広場の管理につきましては、基本的に地元の区長さんということをご代表にいたしまして管理を委託しております。それが委託料ということで計上させていただいております。

その中で町としまして行っておりますのが、まずグラウンドの整備ということで、毎年砂、春先ですね、これから入れる予定でございますが、砂の補充。それから、簡易トイレを設置しておりますので、水も使うでしょうということで水道代、あと電気代ですね、これを町で負担しておるところでございます。

施設の内容につきましては、ほとんどの地区ありますが、バックネット、あと簡易トイレ程度でございます。あと、要望が出てくれば、それなりのできるものは手当てしているという状況でございます。現在、利用は高齢者の方々のグラウンドゴルフ、ゲートボールが主でございますので、今のところ間に合っているのかなという認識でおります。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

教育振興費の共学推進事業ですね、これについては、所管でないということもありまして、ちょっと認識が足りなかった部分ありまして、内容等についてはわかりました。

ただ、どうなんですか、スクールバスについては、確かに現状の中では中学校対応ということで当然やってきたということでもありますけれども、ただ、将来的に、落合等々も含めまして、だんだん少なくなっているということもありますし、こういった中で、現在は遠い子供たちについては、おじいさん、おばあさん、あるいはお父さん、お母さんが送迎しているような実態なわけですね。やはり今後、将来考えていかなければならない検討課題かなというふうに私なりに思っておりますけれども、その辺は現状は現状で無理なんだということであれば、これは仕方ないんですが、将

来に向けた一つの構想といいますか、考え方も当然今から考慮しておかなければならないんじゃないのかなというふうに思いますので、その辺について改めてお伺いしたいというふうに思います。

まず、この公民館の分館長会ですね、多分分館長さんになられた方は、大変地域にとってもいろんな活動の中でご苦労しているんだらうというふうに理解しているわけですが、分館長会としての年1回の研修会等々あるようですが、この分館長の活動範囲はもっともっと、社会全般、教育全般含めて、広いわけなんですね、今までの経過を見ると。ただ、その中で、当然、地域では今なかなか受け手もないという実態もあろうかと思えますね。その辺も含めて、これからこういった地域における分館活動、どのように町として支えていかれるのか、また支援をされて地域の社会教育含めてやっていかれるのか、それらも含めて検討されるべきじゃないのかなというふうに思います。

また、青年団ですね。ここにいる方々も相当青年団で活動した方々いるわけですがけれども、社会経済の状況の中で、これはいたし方ない部分もあるんだと思えますけれども、やはり青年団そのものも、地域の連帯感等々含めて、大変有意な団体でないのかなというふうに私なりには理解しているわけですので、ぜひその辺の構成員の確保、あるいは増やしていくというような、また新たな考え方で対応していかないと、なかなか青年の方々の意見の交換の場もない。だんだん少なくなっていくということでもありますので、今後それらの、当然昔みたいな団体にはならないだらうと思えますけれども、少し勧誘を含めた推進対策をすべきじゃないのかなというふうに思いますので、その辺についてもお伺いをしたいと。

また、広場管理費ですね。これ、先ほどおっしゃられたとおり、現状は年寄りの方々が多分ほとんど利用されているんだと思えますけれども、簡易トイレ、バックネット、あるいはいろんな中で措置されておりますけれども、やはりもう一つ、やっぱり簡易ないすぐらいあってもいいんじゃないのかなと私なりに思うもんですから、それらを少しどう考えられるか、もう一度お伺いしたいと。

委員長（浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

スクールバスの利用に関してでございますけれども、中学校のスクールバスとは別個に、小学生の児童のためのスクールバスというものも今後考えていく必要があるのではないかというようなことだと思いますが、現在、父兄とか祖父母の方に送ってきってもらっているという実態があるんだと思います。そういったことで、小学生児童がそういった祖父母等の送迎なしには今の状態で通学ができないということが顕在化しているということであれば、当然、早急な対策ということは考えなくはないと思うんですが、今のところ、現状を把握しながら今後様子を見ていく中で、そういったものについてどういうふうに対処していくか考えていきたいというふうなところだと思います。

委員長（浅野正之君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

まず最初に、公民館の分館長さん、なかなか手がおいでにならないというような状況でお話ございましたけれども、本年度で改選時期となっております、確かに、かなり各地区にお願いしましたところ、こういった状況がこちらの方でも伝わってまいったような状況でございます。

一昔前までですと、分館長さん、かなり高齢の方々やられていたんでございますけれども、こういった状況下で、かなり若返りが図られているような状況が今現在ございまして、この立場につきましては、非常に、先ほど申し上げたように、重要な位置かなと思っておるところでございますので、今後いろいろお願いをしたりして進めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、青年団の関係でございますけれども、こちらも、大友委員さんおっしゃられるように、一昔前までは各地区に青年団がありまして、その上に、例えば落合地区とか、あるいは大和町というふうな、ものすごい活躍をなさっていた場であったわけでございますけれども、時代の移り変わりとともに大和町一本というふうな今現在

はなっております。ただ、この青年団、大和町が周りの地区に比べまして、かなり、大和町、これでも活躍しているというふうな状況はあるわけございまして、いろんなボランティアでチャリティーコンサートなんかを開きまして、こういった収益につきましても町の方に寄贈したりというふうな形で活躍をしているところでございます。こういった団体も大変重要でございますので、また同じような形で、意見を賜りながら育成を図ってまいらなければならないのかなというふうな形で考えているところでございます。

それから、広場管理費の関係でございますけれども、これにつきましては、宮床、それから玉ヶ池、それから鶴巣北目、それから鶴巣山田と三ヶ内のレクリエーション広場というふうな5カ所の位置で設置させていただいております。老人の方々のほかにも、例えばスポーツ少年団とか、あとは野球のリトルリーグとか、そういったところも活用して、いろいろお使いをいただいているところでございますので、こちらにも要望等賜りながら、大分予算厳しいような状況ではございますけれども、いろいろ整備を図ってまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

そのほかございませんか。16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

それでは、76ページの教育委員会についてお伺いをいたします。

今度、高校の授業料の無償化ということで、教育が均等に受けられるというふうなことも変わっていくようではありますが、何と云っても、公立学校と私立学校での教育の目標が非常に違うということについては、いつか私も質問したんでありますけれども、特に教育については、教育委員会のあり方というのが私は一つ疑問に思っているわけであります。

文部科学省からの指示で県があり、そして市町村があるわけではありますが、どうしても国や県の事業推進の請け負いが多くて、そして、本当に現場の市町村の教育委員会がいろいろと計画を立てて、そしてやろうとしても、加配の配置でも何でも、すべて県の委員会に要望しながら加配をしていただくという、そういうことであって、教育長が考える教育向上についての配置等について、何か歯がゆいところが私はあるんじゃないかなというふうに感じております。そういうところについて、教育委員会は

もっとも町長に教育行政についての必要経費を、予算折衝を私はやっていくべき必要があるんじゃないかというふうに思うわけでありましてけれども、今の教育についての学力向上等の事業推進について、もっとも町長に進言していくということ私は必要だということを申し上げて、教育長のその考え方を、この教育委員会のあり方の中からお考えを聞かせていただきます。

次に、教育ふれあいセンターの管理費、88ページでありますけれども、教育ふれあいセンターをずっと見てみますと、図書の数がたくさんある地域と図書が少し少ないなというふうに感じられるところがあるんでありますけれども、そういうところに、今度ご寄付いただいた千葉登美子様のお文庫からの支援計画とか、そういうのあるのかなというふうに私は疑問に思っているわけですが、絵本とかそういうふうなものを、一番先に子供たちが本と接するわけでありましてけれども、その中から子供たちのいろんな。

委員長（浅野正之君）

桜井委員、簡単明瞭にお願いします。

桜井辰太郎委員

私には簡単ですか。そういうふうに考えていく、そういう計画はあるのかお伺いをいたします。では、その2点についてお願いします。

委員長（浅野正之君）

教育長堀籠美子さん。

教育長（堀籠美子君）

桜井委員の質問にお答えいたします。

教育委員会としまして、委員の中身ですと、やっぱり人事に係ることが一番かなというふうに思っております。人事についての要望は、確かに県、それから国、その範囲内で行われているところがございますが、さらに町としていろいろ人が欲しいという場合、やはり委員会の考え方は町長さんの方に随分申し上げまして、21年度中でも、学習支援や特別支援、図書支援というふうに、国の補助、県の補助のもとにはございますが、町からももちろんたくさんの補助をいただきながら人を配置すること

ができました。

今、先生、教員を1人欲しい、また何か補助の先生が欲しいという場合、約1人、厚生費含めて1,000万円ぐらいは年間用意しなければならないということがございまして、なかなか人を配置することの難しさを痛感しているところではございます。以上です。

委員長（浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

ふれあいセンターの図書の充実ということに絡みまして、千葉登美子さんからの寄附金をふれあいセンターの図書の充実に充てられないのかというようなことの御質問だと思いますけれども、千葉さんからの寄附金1,000万円につきましては、21、22ということで、小・中学校の図書の充実というようなことで、千葉登美子さんの方の了解を得た中でそういった事業を進めさせていただいておりますので、ふれあいセンターの方の図書の充実については、別途考えなければならないのかなというふうに考えています。

委員長（浅野正之君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

教育ふれあいセンターの図書の充実というふうな形で御質問あった件でございますけれども、現在、教育ふれあいセンターには生涯学習課といたしまして、鶴巢のふれあいセンターに150冊、それから吉田に110冊というふうな形で配置しております。それで21年度、新たにそれぞれ300冊ずつ配置する予定であります。

それから、落合地区につきましては、大分図書の充実が図られておりましたので、こちらの方につきましては、今回は実施しなかったというふうな状況がございました。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

確かに教育委員会で加配をお願いすれば、そういう形で実施される、そういうことでもありますけれども、何といても、やっぱり教育委員会は教育委員の合議制であり、そして教育長がいろいろと提案をしながら進めていくわけでもありますけれども、そういうことをやっぱり教育委員会できちんと議論しながら、教育長が先頭に立って、どんどんとやっぱり住民のニーズに応えられる、そういう教育のあり方を私は望むわけでもあります。ですから、私としては、教育長の背中をどんと押して、そして思うような教育をしてほしいなということを考えているわけではありますが、そのことについてもお考えをお願いします。

千葉文庫については、いろいろと検討していかなければならないということでもありますけれども、そのことについてもやっぱり検討してほしいと。それから、蔵書については、それぞれのふれあいセンターに蔵書計画があるということでもあります。先ほど申し上げましたけれども、やっぱり子供が生まれて、そして初めて絵本を見て、そして感性が育って、そして、そのことがずっと一生、自分の生涯学習の中で楽しい生活人生が送られるような、そのきっかけとなるものだと思います。そのこともやっぱり充実していくことがあるというふうに私は思います。

その1点についてだけ、教育長、答弁をお願いします。

委員長（浅野正之君）

ちょっと答弁の前にご注意願いたいと思いますが、委員会は質疑でありますから質問ではありません。基本的には目節だと理解してもらえればと思います。

教育長堀籠美子さん。

教育長（堀籠美子君）

お答えいたします。

先ほどの続きになりますが、教育相談員とかスクールカウンセラーですか、こういう方も大和町では独自に配置して、特徴ある人事の配置だというふうに思っております。また、大変後押ししていただきましてありがとうございます。一方にはやはり教

員の指導力向上というのがあると思うんです。人をたくさん配置すればそれで済むか
という、必ずしもそうでないこともありますので、一方では、今ある人材の指導力
の向上、それも考えていくというふうに思っているところでございます。

なお、今後とも人の配置につきましては、委員会の中で話し合い、検討して、町長
さんの方をお願いしていければというふうに思っております。

委員長（浅野正之君）

暫時休憩します。

休憩の時間は10分間とします。

午前11時03分 休憩

午前11時11分 再開

委員長（浅野正之君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑ございませんか。本当にないんですか。17番大崎勝治委員。

大崎勝治委員

では、さっき大友委員から広場管理の件出ましたが、広場のトイレ、いろいろ若い
人たちがばかり使えばいいんですが、老人クラブ、かがんで立ちかねるような人たちも
いるわけですから、あの辺、何とか考える余地がないものか。

それから、鶴巣の中学校の体育館のトイレもそのとおりで、私もグラウンドゴルフ
とかに顔を出している中でよく言われるんですが、やっぱりかがみトイレですから、
今の年寄りの方々は怖くてこまらないというような考えで、洋式にさせていただき
たいという声が多いもんですから、その辺、考えていただきたいなど、こんなことを考
えて申し上げるわけでございます。まずはトイレ、様式、すぐといかなければ、手す
り、すがり棒ですか、立ち上がるためのすがり棒、そういうのもとりあえず検討し
たらどうなのかなと、こんな考えで申し上げますが、考えをお聞きします。

委員長（浅野正之君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

大崎委員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

広場管理費というような形で、町内5カ所のスポーツ・レクリエーション広場というような形で管理をさせていただいているところでございますけれども、できるだけ多くの人たちが快適に使えるというようなのが私どもの考えではございますけれども、ただ、予算が伴うような状況もありますので、いろいろご意見をちょうだいしながら今後検討してまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

そのほかございませんか。11番鶉橋浩之委員。

鶉橋浩之委員

78ページ、補助金の幼稚園の就園奨励費ですか、2,925万円、前年対比で予算で1,300万円ほど多くなっているわけなんです、これ今、交付対象、町内の子供たちが幼稚園に通っている分に対しての補助ということになるんだらうと思います。どのぐらいの幼稚園の数になるのか、何人ぐらい今いるものかお伺いしておきます。

それから、次のページ、79ページの学校管理費の委託料、同じ課の中学校も同じなんです、この中で学校業務員の委託、これ、現在の大和町、小学校6校、中学校2校で、業務員、委託している業務員が何名になるのか、その配置。契約は当然、どういう方法になっているのかわからないんですが、その契約のあり方と、実際の配置は派遣会社かどこかとの契約なんだと思いますが、その中でどういうふうな方法でやっているのか。

あわせて、こういったたぐいの中で、例えば中学校ですと外国語指導助手招致事業とか、それから小・中共通する例えば特別支援学級支援の業務員の委託とか、学校図書支援の業務委託、こういうものの委託の方法と申しますか、契約の方法。特に学校、外国語招致事業ですか、よく補正予算になると、何か途中で母国に帰ってしまってどうのこうのというようなことが出てきますので、そのいわゆる契約のあり方、現状どうなっているのかをあわせてお伺いをいたしたいと思えます。

それから、88ページ、これは生涯学習のまほろばホール管理費、去年も出てまいりましたけれども、この委託料の中で電気料金のデマンド業務委託、これは電気料の低減化のためだというようなことで、たしか前年度も計上されたわけなんです、この事業によってどのぐらいの電気料が、1年間やった実績が出てきているんだろうと思いますけれども、どれだけの低減化になっておるのか。この委託料の金額、あわせてお伺いをしたいと思います。

それから、89ページの森の学舎の活動費の中の、これも業務委託なんです、清掃管理、これは、あのとおり升沢にぽつんと今施設1軒ある。あの管理は今どういう形になっているのかお伺いをいたしたいと思います。

それから、最後に、これは学力向上との関連なんです、過般の一般質問であったわけなんです、いわゆる今年度は自主参加、全国学力テストの自主参加の採点方法、これについては学校ごとにやるのか、学力検討委員会でやるのか。今4回目の検討委員会あたりを開いて、きょうあたり決まるというの、質問当日の返答だったので、結果をお伺いしたいと思います。以上です。

委員長（浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、お答えいたします。

まず最初に、幼稚園の就園奨励費の幼稚園の数と人数ということでございますけれども、現在、21年度の実績ということでございますが、人数につきましては355人に対する助成となっております。幼稚園の数につきましては、たしか八つの幼稚園だったと思いますが、ちょっと確認しますけれども、多分八つだったと思います。

それから、業務員の配置の人数ということでございます。現在、業務員につきましては、委託も含めまして全員で13名おります。失礼しました。全員で16名、そのうち委託が13名、町職員が3名というふうなことでございます。これの契約方法につきましては、競争入札ということで毎年行っております。そういった中で契約をしております。

それから、外国語指導助手ということで、現在、ALTということで民間からの方を採用しているのが1人、それから自治体国際化協会というのがございまして、そち

らの方から派遣ということで1人ということで、契約の方法は違っております。先ほどの途中で母国に帰ってどうのこうのというお話は、自治体の国際化協会からの派遣の方でございます。これにつきましては、自治体国際化協会の方で県を通しまして、それぞれ市町村の方に派遣しているというふうな内容となっております。民間の方とはまるきり契約の方法が違っております。民間の方につきましては、競争入札で契約しております。自治体国際化協会については、直接の契約ということで、そういった競争入札ではなくの契約となっております。

それから、それ以外の学習支援員、図書支援員といった方々については、競争入札で実施しております。そういった中で業務委託というふうな形で実施しております。

それから、森の学舎の関係でございますけれども、業務委託ということで、これにつきましては、三峯に在住の方に組合を組織していただいております。その団体を代表としまして、代表の方は三峯老人クラブの本木さんが代表というような方で、こちらの方に管理委託しております。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

まほろばホールの電気料の関係のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まほろばホールの電気料金デマンド業務委託というふうな形で平成21年度から実施したものでございまして、これにつきましては、まほろばホールの電気料の基本契約につきましては、月の最大の使用量が、使用キロワット数が年間のものとなるというふうな形でございますので、この最大の利用する電気料の月が8月でございまして、この月をできるだけ抑え込もうというふうな形で努力をいたしているものでございまして、通年ですと320キロワットの契約になっておりますけれども、平成21年度、8月分を節約いたしまして、280キロワットというふうな形にさせていただきました。こうしたことによりまして、大体1カ月当たり、前の年に比べますと19万円くらいの電気料の節減になっているところでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

全国学力・学習状況調査の鶉橋委員の最後の質問ですが、過日の中では教員が採点するという方向で進む予定ですが、なお、4月上旬、明けてすぐですけれども、校長会に相談して決定というふうにさせていただきます。以上です。

委 員 長 （浅野正之君）

11番鶉橋浩之委員。

鶉橋浩之委員

最初に、幼稚園の奨励費の関係なんです、そうすると交付対象が8園で355人、町外の幼稚園も数とすればあるわけですね。これ、どうなんですか、この奨励費として幼稚園に出すものなのか。特に町内のまとまった幼稚園であれば、いろんな方法が確立されているんだろうと思いますけれども、例えば町外の少人数しか行っていないような幼稚園の場合に、こういうものを出す場合、これ本当に父兄の負担軽減になるような、そういう使われ方というものをチェックされているのかどうかを含めて、再度お伺いをしたいと思います。

それから、業務員の関係なんです、そうしますと町の職員を含めて16名を、いわゆる競争入札で派遣していただく13名と合わせて、あと配置をするというような形と理解していいんですか。

それはいいんですが、先ほどの特別支援学級の支援員、学校図書支援員、そういった業務委託、あわせて民間の外国語の指導助手、こういうものも入札というふうに聞いたわけなんです、そういう機関があるからできるんだろうと思いますが、さっき言ったように、途中で帰られて、その対応に苦慮する。結果的に補正予算で経費の増額を迫られるというような部分等々もかつてありましたので、これ入札だといっても、民間のケースの場合ですね、そういうものをきちっと入札の条件の中に、年間を通じてそういうことがないようにというような部分での、そういう契約ができないものかどうかもお伺いしておきたいと思います。

あわせて、こういった特別支援学校支援員とか図書の支援員、これはやっぱり特別なそういう専門的な知識を得た人材派遣というか、そういうものを選んでやっているということなのかどうか、あわせてお伺いします。

それから、まほろばホールの関係なんです、月の最大使用、8月だったのを抑え

て、契約の方法を変えているんだというようなことで、月19万円、これ大きいですね、年額にするとね。200何十万円になるんだと思う。200万円超える金額なんです。これに係る業務委託による費用というのは生じないのかどうか、あわせてお伺いします。

それから、森の学舎では理解をいたしました。

最後のテストのあれ、校長会やるか、4月の校長会ではっきり決まるんだというようなことなんです、一般質問のときは、学校でやるか、学力向上検討委員会でやるかということでお尋ねをしたわけなんです、教員がやるということになると学校でやるということなのかなと。そうした場合、いろいろ各学校ごとの採点になってしまうのではないのかなと。そうした場合の何もそういった学力比較の中での弊害出てこないのかどうかお伺いしておきます。

委員長（浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

幼稚園の就園奨励費のご質問ですけれども、これにつきましては、幼稚園を通して、保護者の方から幼稚園を通して町の方に請求していただくということで、支払いにつきましては幼稚園を通して保護者にお金が渡るというふうなことで、幼稚園に対する助成ということではなくて、保護者に対する助成というふうなことになります。ですから、大和町在住の方で町外の幼稚園に行っている方についても当然対象になるというようなことで、その方についても幼稚園を通して保護者の方に助成しているというふうなことになります。

それから、契約関係でございますけれども、先ほどの途中で母国に帰って補正措置というのにつきましては、あくまでも自治体国際化協会からの派遣というふうなことで、民間からのものとはちょっと違いまして、民間との契約につきましては、当然、契約した段階で1年間だったら1年間雇用するということなので、例えば今派遣している人が何らかの事情でやめた場合には、かわりの人をその会社の方で引き続き派遣してもらえるとというふうなシステムとなっております。

それから、特別支援員、それから図書支援員につきましては、特に募集の段階では、資格要件については特に規定はしておりませんが、ただ、そういった事務を経験

した方とか、興味のある方というような形での募集はしておるところでございます、特に資格要件については設けてはいないところでございます。

あと、学力状況調査の採点関係については、吉木参事の方から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

委員長（浅野正之君）

教育総務課参事吉木 修君。

教育総務課参事（学務担当）（吉木 修君）

それでは、採点の方法に関してお答えします。

教員が行うということで、学力向上検討委員会で行うといっても、結局、学校の先生を集めて行うということには変わりありません。どこかよその業者にお金を払って採点してもらうということは考えておりません。

その採点基準に関しては、実は県教委の方で、その採点基準、しっかりしたものを示しますと話をしております。特に活用問題、B問題に関して、国語がちょっと採点の、その採点する人によってぶれが出てくるところもあるようですので、その辺に關しましては、きちとした基準を県の方で示して、これだったら10点、この回答だったら9点というような具体的な例を示して、各市町村、各学校にそれを示すというふうな形で県の方から説明を受けておりますので、それをもとに、各学校、またはその検討委員会で統一した考えで採点をしていきたいと考えておりますので、その採点のぶれというものは極力少なくなっていくんじゃないかなと考えております。

なお、県教委の方では、その各学校のデータは、とにかく、その素点を上げてもらえば、あとは今までと同じような、県の方でソフトを開発しておりますので、それを返してくるというふうな形になっておりますので、データ処理に關しましては県教委、町の採点まで、採点とその個々の入力までが町というふうな役割分担になっております。以上です。

委員長（浅野正之君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長 （八島勇幸君）

まほろばホールの管理料の関係のデマンドの関係でございますけれども、月大体19万円くらいの電気料の削減というような形になっておりまして、これに対する費用というふうな形のご質問でございますけれども、費用につきましては、21年度につきましては、こういったシステムを構築するために約100万円の委託料というような形で構築をさせていただきました。

このシステムにつきましては、温暖化の関係の二酸化炭素削減の関係のシステムも組み込んでおりまして、二酸化炭素の排出量とか、あるいは原油換算の使用料につきましても算出できるようなシステムとなっております。それから、280キロワットを超える場合につきましては、まほろばホールの職員に対しまして警報のアラームを発するような、携帯電話を使いましてこういったシステムを組んでおります。それで、22年度につきましては、機械の借上料というような形で月8,400円くらいの委託料がかかるというふうな状況だけでございます。以上でございます。

委員長 （浅野正之君）

11番 鷗橋浩之委員。

鷗橋浩之委員

最初に、幼稚園の奨励費の問題なんですが、そうしますと幼稚園の方から、町が補助をした部分について、個々にいわゆる保育料、個々の保育料を減額した形で保育料の請求がなされると見ていいんですか。

私は、特に人数が少ない幼稚園なんかの場合、町内から通っている場合ね、そういう方法をとるよりも、個人的に就園奨励費として渡す方法もあるのか。どっちがいいのかわからないんですが。問題は、きちっとその効果としてあらわれているかどうかという部分を検証なさっているかということに尽きるわけなんですが、そういう点で再度確認をしたいと思います。

それから、業務委託の関係、外国語招致の部分について、民間については、途中で帰ったりしても、それはどうこうはないんだと。ただ、県の問題の部分についてあったというようなことですから、極力そういうことのないようにひとつ執行していただきたいと思うわけでございますが。

この図書支援員、特別学級支援員というのは、そうしますと特別な資格がある方と

というような形じゃなくて、いわゆる人材派遣会社みたいなもの、入札でなっちゃうというふうに理解していいのかなどうか、その辺をお伺いしておきます。

今回の予算の中では、80ページで賃金として220万円、これ韓国語の何か、いわゆる外国語の嘱託員みたいな形。こういう場合の契約といいますか、雇用の形態もあわせて、この際ですから、伺っておきたいと思います。

電気料の関係はわかりました。

それから、学力テストの関係なんですけど、極力、一つの基準で採点を行うので、学校ごとのぶれはないようにというようなことだったので、いわゆる学力検証ですから、ぜひ効果のあるようなひとつ対応をお願いをいたしたいと思います。お願いといいますか、対応していただきたいというふうに思います。学力テストについては、そういうことであります。以上です。

委員長（浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

幼稚園就園奨励費の関係でございます。その効果の検証というようなことでございますけれども、これは直接保護者から町への請求というようなこともあるんだと思いますけれども、その幼稚園に通っているかどうかの確認がされないと支払いできないというふうなことで、保護者から幼稚園を通して町の方に請求をしていただくというふうなことになっておまして、それぞれの所得に応じてその金額が決定するわけなんですけれども、その決定した金額については、一括して幼稚園の方にお支払いして、幼稚園の方で、その受け取ったお金を個々の保護者に、現金、お支払いをするというふうなことになっておりますので、それぞれ保護者の幼稚園に要する費用の軽減は図られていると考えております。

ただ、実際の検証ということにつきましては、幼稚園から上がってくる実績報告書等に基づいて、その検証しているというふうなことでございまして、個々具体の検証というようなことまではしていないところであります。

それから、80ページの嘱託員の賃金ということで、韓国語指導助手ということになりますけど、これにつきましては嘱託員、県の方からの紹介、そういった適格者、韓国語もできる、日本語もできるという、そういった適格者について県の方から紹介をい

ただいております、これにつきましては、その紹介していただいた方を町の方で直接雇用するというふうなことでやっておるところでございます。

それから、図書支援員、特別支援員ということになりますけれども、これにつきましては、確かに資格要件は持っていないところなんです、その事業を進める上でそういった随時研修等を行いながら、あと学校の方と先生方、もちろん教育委員会も入ってなんですけれども、そういった指導しながら事務に当たっていただいているというふうなところございまして、形的にはほかの委託契約と同じような形の契約はされておりますけれども、事務を進める上でそういった研修を重ねて仕事をいただいているというような状況になっております。

委員長（浅野正之君）

14番中川久男委員。

中川久男委員

2点ほどお伺いをいたします。

まず、今出ていましたページ数80ページ、小学校特別支援教育支援員配置事業、関連いたしますので質問いたします。

まず、この事業目的で、発達障害児等の児童に対してと、円滑な学校生活を送れるようにと。先般、文教常任、社会文教の方でもご説明ありましたが、本年度、新入生で入学されるお子様が若干おられるといった中で、先般も私一般質問してはいますが、結局こういう、あと、その中で期待される効果、障害のある児童も、ない児童も楽しく優しく学校生活を送れるようにと。この種目はすばらしいなど。ただ、今前者の答えにもあったように、そういう経験を有した方でない方もおられるようだ。

委員長（浅野正之君）

中川委員、何ページでしょうか。

中川久男委員

80ページです。小学校特別支援事業、主要概要の方にもありましたか。（「31ページです」の声あり）ということなんです、やはりぴかぴかの1年生に入学されるといった中で、もし1年生で特別支援学級を利用するお子様がいらっしゃるという中で、その

児童の学校に入る前の情報はいかように把握をされて、その子供に対しての支援ができる体制を教育委員会ではこれまでどのような形で進められてきたのかなど。

逆に、そういうものが情報的に少なかったら、この間言ったような、そのものの地域生活支援センターの設置はあってしかるべきでないかと。町長は前向きに検討するというような形でお答えなりましたが、やはりそれと関連しまして、この主要な施策概要の中の53ですね、児童学習支援員の配置事業も絡むんですけれども、小学児童及び児童館来館型児童に対する教育支援とあります。やはりこうした中で、その支援学級を利用している子供さんたちが、ここをどのくらい利用しておられるのかなど。

先般、保育関係では一時受け入れたというような形の中で、その内容的なものも含致しないから、結局、今のところは利用できない状態だというような形ですから、これまで、そういう情報をどのように把握をして、その支援学級の子供さんによりよい学校生活をご指導していただいたのか、その辺の経過を今後の課題としてお聞きしたいと思います。

もう一件、説明資料の82ですね。先ほど前者も中学校のスクールバス対策、小学校の方は利用できないのかというような形の質問がありました。ちょっと答弁が違わないのかなと私は思ったんですけれども。

現在、中学校の子供さんたちの統合で、小学校の子供さんたちが、今までと逆に、お兄ちゃんがバスで行って、小学生の方がじいちゃん、ばあちゃんが送迎しなければならないと。そうした場合、今の現状の吉田、鶴巣、落合、必ず小学校の前を通るんですよね、全車両が。そうした場合に、途中の真ん中に学校がありますから、どの通路も、コースも、小学校の用務員さんなりの時間的な配慮をなされれば、お兄ちゃんと、妹さんになるか弟さんになるかね、一緒にスクールバスに乗れる帯が全部あります。そのことを13番の大崎勝治委員も言ったと思うんですけれども、そこは小学校としては考えていないと。考えることはないんです。現状を使っている車が吉田からスタートすれば、吉田小学校まで来るうち、スクールバスに乗る子供が半分です。あいている座席を利用できる、小学生も利用できるのであれば、教育委員会の対応さえ考えれば、用務員さんが15分早くして、ストーブをたくは別としてですね、そういうことのお考えはどうかをお聞きします。

委員長 (浅野正之君)

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長 （織田誠二君）

中川委員の質問にお答えいたします。

まず最初に、特別支援学級に入るようなお子様の把握というようなことなんですけれども、今、大和町就学指導審議会、そちらの方で、各学校の関係者の方に入っていて、あとは保健師に入っていて、その状況、支援学級に入るかどうかの判断をするというところなんですけれども、その審議会の中で、幼稚園の情報なり、保育所の情報なり、そういったものを、それから保健師がかかわっている子供さん、要するに幼稚園とか保育所に入っていない子供さんの把握、そういったものやっております。そういった中で支援学級に入る入らないを決定しております。そういったところで子供さんの状況を把握しているというふうなことでございます。

それから、スクールバスの関係でございますけれども、確かに吉岡に向かってくるコースについては、おっしゃるとおりの部分があるかと思えますけれども、逆に、逆方向に向かう子供さんも当然いるわけなんです。当然、吉田で言えば、吉田、こちらから西部の方の吉田の小学校に通うという子供さんも当然いるわけでございまして、スクールバスの運行とはまるきり逆行するというような形もあります。そういった方々の対応も含めて考えていかないといけないのかなというようなことでございまして、現在のところ、小学校のスクールバス利用については考えていないというようなことでございます。

それと、小学校につきましては、通学距離も短いというようなこともありまして、やっぱり地域で歩いて徒歩通学なり、あと、どうしても遠いという方については保護者の協力はいただくようになるかもしれませんけれども、自力での通学というふうなことで考えているところでございます。

委員長 （浅野正之君）

答弁漏れありますか。14番中川久男委員。

中川久男委員

答弁一つ足りないんですけれども、結局、小学校の児童館並びに児童来館型、この辺のそういう支援学級の受けている子供さんの利用状況はあるのかなのか。これ前回もやったからね。

委員長（浅野正之君）

いいですか。教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

失礼しました。支援学級生で児童館等の利用者というようなことでございますけれども、過去に2件あったというふうに聞いております。特別支援学級に入っているお子さんが児童館を利用しているというケースですが、2件ほどあったということは聞いております。

委員長（浅野正之君）

14番中川久男委員。

中川久男委員

2回目。2名ほどあったということに対しては、やはりそういう支援学級を、学童を持っている障害者の方に対しては、こういう利用法があるよというアドバイスも絶対忘れてはならない事業でないのかな、教育委員会としては。私はその返答、明確な、教育委員会側からの連絡事項みたいな、来館型も利用しながら。結局、特別支援学級の設置事業があるわけですから、そういう方々が教育委員会のもとの講習を受けながら指導に当たっていると思いますから、もう少し大和町はこのものがおくとおけると言われたいような、皆さん方の少し、学童ばかりでなく、親の方の保育もしてもらいたいということです。

あと、今スクールバスの逆方向の子供もいるべというようなご答弁ですが、遠距離通学って言えば、吉田で言えば、清水から上に行くのは、これは逆方向でしょうけれども、現状、利用できる範囲内のお子様であれば利用してもいいとか、時間帯に合うんであればね。それまで大がかりな、大友委員さんだって言ってるわけでないと思うんです。そういうことですから、やっぱりその辺も少し教育委員会としてもおおらかな気持ちで、やっぱりお兄ちゃんと妹が通えるっていったらうれしいところもあるし、それに座席の譲り合いというのも、お兄ちゃんが、妹を立たせてお兄ちゃん座るわけでないんだから、やっぱりそういうマナーも覚えていくことだから、余り固く考えないで、もっとソフトに考えた答弁をお願いしたいなと。それでは何ぼ学力向上なりません。以上です。

委員長（浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。簡単明瞭にお願いします。

教育総務課長（織田誠二君）

遠距離通学者を対象にというようなお話でございますが、全員を対象にしたということではなくて、そういった遠距離通学者を対象にし、実際にお困りになっている方々が何人いるかというようなこともありますけれども、そういった現状等について私の方でももう少し調べたいなと思います。そういった中で、どう通学対策としてあるべきなのか、その辺については今後検討させていただきたいなというふうに思います。

それから、先ほどの児童館の関係でございますけれども、これは吉木参事の方からちょっと回答させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員長（浅野正之君）

教育総務課参事吉木 修君。

教育総務課参事（学務担当）（吉木 修君）

発達障害、特別支援教育関係で、先ほど課長が説明しましたけれども、まず就学指導審議会というのがあって、保健師等の連絡調整は行っております。ただ、その就学指導審議会というのは、あくまでも特別支援学級に入るかどうかという形です。今、現場の学校教育界で問題になっているのは、通常学級にいてADHDとかLDとか、それを持っている子供たち、その障害がある子供たちをどうしていくか。実はそれを就学前から把握するというのがすごく難しい段階です。保健師さんがある程度情報として3歳児健診等でつかんでくるというのは、あくまでもこの就学指導審議会、特別支援学級に入級するというのに対しての情報ですので、その辺、今、現場、あと教育委員会としても、幼稚園、あと保育所等と小学校が連絡をとり合って、特別支援コーディネーター連絡協議会等もありますので、その中でちょっと連絡を密にしていって、こういうお子さんがいると、小学校に入る前なんだけれどもということで、小学校の特別支援コーディネーター等が絡んでやっていくというふうなのが現状です。さらに、この辺に関しましては、今後もいろいろ検討していかなければならないかなと思われま。

あと、児童館に関しましては、基本的に自分の足で行けるお子さんというのは来館

オーケーですよというふうなことで、今までも私が2年間ここにいたときに、いろいろ問い合わせありました。特別支援学級に入っているんだけど、児童館にはどうなんだということで、そのケースケースで、保護者とあと児童館と話し合っ、まず、とにかく学校から自分の足でそこに行けるということがある程度確認できていれば、児童館の方でも受け入れしているというふうな形です。以上です。

委員長（浅野正之君）

そのほか何人おられますか。あと1人で終わりですか。

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

では、簡潔に。さっき鶴橋委員が質問した件で、学校図書支援員、課長答弁では有資格者でなくてもいいというふうな表現あったんですが、こういった主要な施策概要とかの内容見ますと、やはり望ましいのは、司書の資格を持った方を採用して、もっと有効な学校図書の活用を図るとというのが目的だろうと思うんですよ。そして、いろんな報道でも、やはり司書を置くと、また違った図書の利用の仕方、また、子供にいか、生徒たちに図書を手にとらせるかということ工夫しながらやっているという情報も聞いております。ですから、これは今回は合計3名の支援員を置くとなっておりますが、全校に配置なっているのかどうかもあわせて伺いいたします。

それと、もう一点ですね、青少年教育事業、公民館の方なんですが、面倒なのでこっちの実施計画の方で、公民館の青少年教育事業というのがあります。成人式とか、それから、まほろばの里体感隊というのがあります。このまほろばの里体感隊という、年に何回やって、どういった、今年はまた何月ごろ、何回ぐらいやるのか教えていただきたい。

委員長（浅野正之君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

図書支援員についてのご質問でございます。

図書支援員を配置した中で効果的なものにするためには、やっぱり資格あった方を

優先的にというようなことで採用はしていただいておりますけれども、募集する際、これは県の緊急雇用の交付金を使っております。その際に、募集要件にそういった資格ある人のみというようなことでの募集はできないというようなこともございまして、募集しております。そういった中で、優先的にそういった資格を持っている方を雇用しているというような状況ありますけれども、最初から条件を付けての雇用というのは、交付金の趣旨にそぐわないというようなこともありまして、そういった措置といたしております。

それから、人数なんですが、21年度については3人ということで、大和中学校と宮床中学校、吉岡小学校というふうなことです。22年度につきましては、それを5名に増員するというので、中学校については大和、宮床それぞれ1名、小学校につきましては、3名を各小学校に順に配置した中で、それぞれの図書館の整備をやっていただくというふうなことで考えております。以上です。

委員長（浅野正之君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

まほろばの里体感隊のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

体感隊につきましては、大和町の自然に親しむためにというふうな形で、町内の方を募集いたしまして、年間大体5回くらい通年は実施しているところでございます。平成22年度につきましては、まほろばのミュージカル等ございますので、現在、計画といたしまして、春と夏と秋というふうな形で3回実施予定でございます。内容につきましては、梵天ばやい参加、それから升沢遊歩道の散策、それから吉田川の源流めぐりというふうな形での予定でございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

図書支援員に関しては、採用する時点でそういった制約があるということなので、いいんですが、ただ、やはり図書支援員がいなければ先生方がそういった形でやると

というのが本分なんでしょうけれども、なかなか仕事の関係で、もっと充実させるためには、そういった支援員を置いた方がいいということなの。それ以上望めば、やはり司書の資格を持ってやる方が好ましいなと私は思うんです。そういった情報が結構入っておりますんでね。さっき千葉文庫も大体 500万円投入していますし、そういった図書数もふえるわけですから、そういった形で、もっともっと子供たちに学力の機会を与えられるように望みます。

また、まほろばの里体感隊、わかりました。今後、新しい方々も入ってこられるので、いろんな企画を練って、こういったものを大いに、すばらしい大和町、体感してですね、やれるように企画をしていただきたいと望みます。以上で終わります。

委員長 (浅野正之君)

ほかにはございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようでありますから、これで教育総務課、生涯学習課、公民館の所管の予算については質疑を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

ご苦労さまでございました。

午後0時03分 休憩

午後0時57分 再開

委員長 (浅野正之君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

これより審査を行います。

審査の対象は町民課、環境生活課、保健福祉課であります。

説明が終了していますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

15番中山和広委員。

中山和広委員

予算に関する説明書の50ページ、主要な施策の概要の4ページで、まず町民課、新庁舎の完成と町制施行55周年を記念して誕生祝事業を実施するというので、新生児1人につき、町長の祝詞（メッセージカード）、250人を予定して贈呈をするという事業が計画されております。予算は15万円です。このことについては主要な施策の概要に書いてありますが、私はこの中で一つ提案をさせていただきたいということは、子供の健やかな健康、成長を願ってそういう祝事業をするということではありますが、この町長の祝詞（メッセージカード）だけでなく、私はこの際、町木、町花、その苗もあわせて配付をする、贈呈することによって、子供の成長とともに、この町に対する愛着感という愛町精神、そういうものも培われるのではないかという意味合いから、このことについてはどういうふうに課長として考えるか。ただ単にメッセージカード、それだけでいいのかどうか、それをお伺いしたいというふうに思います。

次に、環境生活課の方にお伺いします。

予算に関する説明書57ページ、主要な施策概要の7ページであります。13節委託料、不法投棄防止対策事業業務委託ということで、ごみの不法投棄防止事業として342万6,000円予算計上しておりますが、これは内容を見ると、一般廃棄物許可業者に監視を兼ねたパトロールと、発見した投棄物を撤去するまでの業務を委託するという内容でありますけれども、これらパトロールはどのような形で実施をするのか、年間どの程度日数的には実施をするのか、そのことをお伺いしたい。

それから、もう一つは、その発見によって、原因者、それを確認をするのかどうか、そして、確認をした場合は告発までするのかどうか、その辺も含めてお伺いしたいというふうに思います。

次、58ページの廃棄物処理費であります。生ごみ処理機等の購入助成金12万円、19節で予算計上しておりますが、これは電気式とコンポスト、両方の助成というふうに理解をしておりますが、今年度、どの程度の台数を予定しているのか。

それから、もう一つ、昨年、話に聞いたところによりますと、確認はしておりませんが、話に聞いたところによりますと、コンポスト、予算がなくて今年度は打ち切りですよという、そういうお話があったということではありますが、もし予算がなくなった場合、それは追加でも補助を交付するのかどうか、その辺もあわせてお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、保健福祉課、平等に1件ずつお聞きをします。

予算に関する説明書は46ページ、主要な施策概要は10ページであります。老人福祉費の20節扶助費、介護用品の購入費助成事業 748万 8,000円予算計上してございます。内容は、記載されておりますが、寝具乾燥、軽度生活援助事業、これはひとり暮らしの大掃除とか除草、それらの生活援助をする。介護用品の購入助成事業ということでございますが、平成21年度は 864万円あったものが、今年度 748万 8,000円、100万円を減額したということは、当初予算だからこういう形にしたのか、受給対象者が少なくなっているのか、その辺をお伺いしたいというふうに思います。

それから、介護保険事業もいいんだね。（「はい」の声あり）介護保険事業ね。

それで、予算説明書の 149ページ、介護サービス諸費で施設介護サービス給付等費、19節負担金補助及び交付金、これは平成21年度の当初予算は3億 9,000万円、今年度、22年度は4億 6,132万 1,000円、これも対象者が増えているという、そういう状況の中でこの予算措置をされたのかどうか。

さらには、待機をされている方、待機の方、どのぐらいおられるのか、そのことについてお伺いをしたいというふうに思いますし、それから、このことについては、これはまだ、2月4日の河北新報、「宮城県、特養 820床整備、本年度実績の3倍」というふうになっておりますが、これらについては、本町にもこれらの予算といたしますか、事業が拡大できるような、そういう対応がされるような状況にあるのかどうか、そのことについてお伺いをしたいと。以上であります。

委員長 （浅野正之君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

中山委員さんのご質問にお答えいたします。

まず、誕生祝事業でございますけれども、これにつきましては、只今委員さんのご質問のとおりでございますが、ことしが、平成22年が大和町合併55周年と、それから新庁舎が5月からオープンということ、これを記念しましてというのが大命題でございますけれども、背景としましては、町民課としましては、少子化、それから、いろいろ今、企業さん等々も含めて、町の方へ転入なされる方々等々の定住化、この辺の期待を込めまして、出生届の際に赤ちゃんに町長からの祝詞、メッセージ、皆さんの卒業証書みたいな形の中に、世帯番号、人口2万 4,000何百何十何人目と入ったメッ

セージカードを配付しようということになったわけでございます。

これにつきましては、課の中でもいろいろ議論いたしまして、その中で、いろいろなお話の中で、そのメッセージだけじゃなくて、何か祝い品という議論もございました。その中で、るる検討された中で、22年からは子ども手当も出ると。1万3,000円、1赤ちゃん当たり約16万円、年間出るんだということもありまして、その辺の中で、じゃ気持ちという形で、メッセージのみという形になったわけでございます。

ただいま中山委員さんのご指摘ございました町木、町花、これにつきましては、いろいろ町長とも相談いたしまして、今日の意見を参考にさせていただきたいというふうをお願いするものでございます。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

ごみ不法投棄防止事業 342万6,000円、この委託事業につきまして、五つの委託事業を予定しております。まず一つは、不法投棄監視パトロール及びその撤去作業、同じく不法投棄のごみ撤去看板設置、それから粗大ごみ、臨時粗大ごみ引取日における運搬委託ですね。あと、四つ目が春・秋町内一斉清掃時におけるごみ運搬委託、それから、五つ目といたしまして不法投棄のごみ処理業務、環境管理センターで処理できないものを、不能分を委託する業務でございます。

先ほどのご質問で、このパトロールですね、パトロールをどのように実施するのかというお尋ねでございますが、このパトロールにつきましては、週2回、国道4号線を境にしまして東と西と週1回ずつパトロールをしていただいて、即あれば撤去していただくという業務でございます。

その発見したものが特定されて、わかった場合、告発するのかというご質問でございますが、そのごみが住所、氏名等がわかれば、大和警察の方に通報する予定でございます。

それから、2番目の質問でございます。生ごみの今年度の予定数量でございますが、電気式生ごみ処理機につきましては5機ですね。上限2万円の限度の補助でございますが、それからコンポストにつきましては10機を予定してございます。

先ほど、予算がなくなった場合、打ち切り、あるいは追加するかという、補正する

かというご質問でございますけれども、これまでコンポスト等の予算不足を生じたことがございませんで、3月に来庁された方がおまして、4月申請をお願いしたところでございます。どんどん申請があつて予算が不足するような場合は、補正対応をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

最初の介護用品購入助成事業についてのお尋ねであります。この事業につきましては、要介護認定におきまして要介護3以上の認定を受け、日常生活におきまして紙おむつが必要な高齢者等に対して、紙おむつの購入に要する費用の一部を助成いたしておるものであります。

20年度の利用状況を見ますと、利用者数は約200名というふうなことであります。21年度については、予算編成時の時点ではありますが、170名ということで、若干少なくなつてございます。そのような21年度の利用状況を見ながら22年度の予算を編成させていただいたというようなことであります。

なお、22年度につきましても、利用状況によって予算等の対応はしてまいりたいというふうに思っております。

それから、介護保険につきましては、介護保険班長の方からお答えをさせていただきます。

委員長（浅野正之君）

介護保険班長高橋正春君。

保健福祉課介護保険班長（高橋正春君）

施設介護サービス費の関係でございます。昨年度に比べまして増えているということでございます。利用状況につきましては、21年度につきましては、かなりの伸びを見ております。当初予算の考え方、1月サービス費で大体この部分くらいもう支出しているという状況でございます。ですから、22年度につきましても、その分も伸びるという考え方をですね、見て増やしているという状況でございます。

待機者でございますが、1月現在なんです、介護老人福祉施設、あと介護老人保健施設、あと認知症グループホームに関しまして、大和町の待機者は215名になっております。

あと、新聞等の事業拡大の面では、今年度、23年度までは施設の面ではグループホームは考えておりましたが、この820床は老人福祉施設の部分ですので、大和町としてはこの中には入っていないということでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

15番中山和広委員。

中山和広委員

まず、町民課の方の誕生祝事業、町木、町花の苗木の贈呈については、今後協議するということありますから、これ以上深くはこのことについては質問いたしません。課長が、新たな誕生する子供の成長と、それから愛町精神を育む、そのためにはそういうものがあるといいんでないかということ念頭に置きながら、検討していただければというふうに思います。

環境生活課の関係で、まず不法投棄については、週2回、国道4号を境にして西、東、各週1回ずつということを聞きましたが、これはたしか平成9年からこの不法投棄のパトロールを実施してきた経緯があるわけありますから、このことをきちんとすることによって不法投棄が解消される、なくなるということの大前提がこれあるわけですので、このことを内外に周知をしながら、大和町はごみの不法投棄はできない区域なんだ、どこでもできないのは当たり前ですけども、そういう意識を植えつけるということが大切だということで、先ほど看板の設置とかもあったようでありますから、そういうものを十分にこれで対応していくと。

それから、もう一つは、やはり原因者の究明というものは当然必要なわけで、それをきちんと究明をして告発することによって、それも不法投棄が解消の方向に向かうということになると思うわけあります。

それから、このことについては、改めてもっと具体的に、不法投棄のあり方、これについての課長の考えをお伺いしたい。

それから、生ごみ処理機、これは私は非常に大きい問題がこの中にあるということ。というのは、ごみの減量化にこの生ごみ処理機、電気もコンポストもですが、こ

それを普及させることによって、ごみの減量化が図られるという大きな前提がある。それをきちんとするために、これをどうやったらもっと普及できるのか、それを考え実施するということが大切なわけでありますから、そのことについてもう一回、このことの方、さらに普及の仕方、これについて考え方を伺いをしたいというふうに思います。

あと、保健福祉課のいわゆる老人福祉費の介護用品の購入費の助成事業、これはそれぞれ申請、申請主義でこれはやっているわけですね。そういうことであれば、申請ができないような方については、やはり保健推進員なり愛の訪問員とか、そういう方々にもお願いをしているのかどうか分かりませんが、そういう方を通して申請をさせて、こういうものの恩恵に浴するような、そういう施策もあっていいのではないかということなので、その辺もあわせて伺いをしたいというふうに思います。

それから、施設介護サービスの待機者、これが 215名いるということであれば、やはり、今年度の予算ではどうこうというわけではありませんが、待機解消といいますか、その対策はどういうふうにしてか講じなければならないと。その対策についてはどういうふうにお考えなのか、そのことを伺いたいと。以上であります。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

ごみ不法投棄の関係でございますけれども、発見したらすぐ撤去することですね、そのままにしておきますと、どんどん投げられてしまうということがございますので、ある程度きれいになっていけば捨てにくいということがございますので、そういうことで、すぐ撤去しているところでございます。イタチごっこなところもあるわけでございますけれども、特にひどいところが大体ありますので、そういったところは看板を立てて、今現在、1億から3億の罰金刑も引き上げられたようでございますので、そういったところで看板をもっと多く設置してまいりたいというふうに考えております。

あと、生ごみ処理機の普及の仕方でございますけれども、これにつきまして、生ごみですね、現在、環境管理センターにおきまして大分リサイクルも進みまして、生ごみの占める割合ですね、燃やしている中で4割ほど生ごみがあるということで、非常

に焼却炉を傷めるということで、かなり問題になっておりますので、この辺、もう少しコンポスト等ですね、普及の仕方を工夫しながら、一層啓発してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

介護用品の購入事業についてのそういうふうなPRというんですか、それに関してですが、私どももいろいろな機会をとらえてPRというんですか、いわゆる介護認定とかですね、あるいは要介護3になった段階で、それぞれ該当者にこういうふうな制度がありますよというお知らせをしておりますし、当然、ケアプランを作成する場合も、ケアマネジャーさんにもそういうふうな制度の内容等においてよく説明していただくようにですね、利用者にお話をしておりますので、今後とも、できるだけその制度の普及が図られて、利用しやすいような環境づくりに努めてまいりたいというふうに思います。

それから、老人保健施設等のいわゆる待機の状況であります。現在は21年度から23年度まで第4期の介護保険事業計画というふうなことで、今、介護保険につきましては進めているわけではあります。次期計画が24年度からですか、そういうふうな作成の時期にかかるというようなこと、第5期が24年度からというようなことになりまして、今後そういうふうな施設の入所の需要というんですか、年々高まっておりますし、そういうふうな待機者も多くなっているというようなことで、ことし中にですね、いろいろな見直しをどういうふうに行うかというふうなことで検討するというような中で、そういうふうな状況も俎上に上げて検討してまいりたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

委員長（浅野正之君）

そのほか質疑ございませんか。ありませんか。6番・平聡雄委員。

高平聡雄委員

それでは、48ページのひだまりの丘管理費、本年度予算が昨年度に比べて84万円ほ

ど減額されておりますが、この内容についてご説明をいただきます。あわせて、13節の委託料、この内容について少し詳しくお教えをいただきたい。

と申しますのは、新庁舎の建設、運用に当たって、保健福祉課もその事務を新庁舎の方に移行するという中で、聞くところによりますと、社会福祉協議会の方にひだまりの丘の委託を、管理の委託をするというお話、説明をいただいたわけですが、5月の開庁ということであれば、その間は、4月の間はこれまでどおりの管理ということになるんだらうと思いますが、そのすみ分けと、あとは、その委託に関して、どういう取り決めの中で行われるのかお聞かせをいただきたいと思います。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

まず最初に、ひだまりの丘の総体的な予算に対しての前年対比での減額であります。これにつきましては7節から19節までそれぞれ予算措置を行っておりますし、特に今一番ウエートを占めておりますのは、需用費、それから13節の委託料というふうなことになります。特に1節の需用費の中で、委託料、光熱水費、あるいは燃料費が大きなウエートを占めております。さらには、13節におきましては、施設の管理委託というふうなことで、これは施設の維持管理とか、あるいは機械の保守点検、電気工作物の保守管理、自動ドアの保守管理、エレベーターの保守管理、機械警備、ばい煙等の測定業務、グリスアップの取り扱い清掃とか、いろいろな施設の維持する上での管理業務があるわけですが、全体的な予算の執行状況の中で、見込みの中で今回の減額というふうな形になります。13節の委託料の中身につきましては、先ほど申しましたような内容でございます。

それから、今回、5月からの新庁舎移転に伴って、保健福祉課の職員も新庁舎に移転というふうな形になりますが、その後の管理につきましては社会福祉協議会の方に委託というふうなことでありますが、その委託の内容につきましては、管理業務を行う上での人件費的な部分がある程度余計発生するというふうな考えで、人件費の一部についてのですね、委託料というふうなことでの算定の中で職員の1カ月分を算定いたしまして、管理委託料として社会福祉協議会の方に委託を行うというふうな考えでございます。

あと、すみ分けにつきましては、事務所があきましたら、シルバー人材センターと社会福祉協議会というようなことで、あと一部、保健福祉課におきましても、あその機能を維持する上で職員がいろいろな必要な事務処理を行うというようなこともありますので、そういうふうな部分というふうなことで、今の事務所の一部をですね、そういうふうな中ですみ分けをしながら考えていきたいというふうなことで一応考えております。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

先日の契約等のことについて、保健福祉課の現在のある姿についての、今ご説明をいただいた社会福祉協議会並びにシルバー人材センターで今後はその事務所のほとんどをお使いになるということを含めて、その補助のあり方とあわせて、そこからいただく使用料というか、その相対というのが果たして妥当かというようなことで、その算出の基準というものはどういうものかということで、きのう財政課の方にも伺ったわけですが、ご承知のとおり、使用料、目的外に施設を提供する場合の使用料といった場合には、これは短期的なものに限られるということで法律的には限定されているわけなんですね。安定的にお使いをいただくということになると、長期的に安定して使っていただくということになると、これは賃貸借契約というふうに限られるわけであります。

これまでの長年の経過の中で、現在はそういう形になっているんだろうというふうに私も十分承知しておりますが、この機会に、施設の委託をするということもありますし、その事務所の占有率もこれまでと違って相当大きなものに社会福祉協議会なるわけありますから、どうなんでしょう。補助金あるいは負担金という形で相当の金額をシルバー人材センターについても社会福祉協議会についても町の方で負担をしておるわけですが、結果としては同じかもしれませんが、その家賃分の予算を、本来町の方から予算を計上して補助をして、結果としてそれを町の方への賃貸借契約というような中での家賃としてですね、施設使用料ではなくて家賃としてお支払いするというような形にこの際改めるべきではないかと。

先日も申し上げたように、相当深い行政との関係性のある切っても切れない大切な

法人でありますから、逆に言うと、そういう、何というんでしょうか、けじめというか、周りから指摘のないような運用というのは非常に大切になるだろうと。今後、業容拡大をしていくということになれば、なおさらそういった姿勢というものは求められるのではないかというふうに考えるわけではありますが、その点についての考え方についてお聞かせをいただきたいということと、あわせて、説明を受けたシルバー人材センターの事務所としてお使いになるということは、ざっくばらんに申し上げて、立ち上げのこの予算書の中を見ても、他の昨日いただいた説明資料を見ても、その多くは技術系の、言ってみれば機械を使って草刈りしたりだとか、大工さんをしたりだとかっていう方々に比重を置いた事業計画になっているんですね。そういった形になると、資材等の置き場所というものにも当然ある程度のスペースを使わなきゃならないというようなことになろうと思うんですが、それをひだまりの丘の施設の中にその資材置き場等も検討されるのか、その辺についてお聞かせをください。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

若干、今ご指摘の社会福祉協議会等ですね、今事務所を使っていることについてのご質問があったわけではありますが、そのちょっと経緯を説明申し上げますと、ひだまりの丘につきましては、平成9年度と10年度におきまして施設整備を行ったところであります。この事業計画書の中を見ますと、事業の目的であります、本格的な高齢化社会を迎えて、多様化する保健福祉サービスの町民ニーズに的確にこたえていくため、効果的なサービスが行える保健と福祉の一体的な機能を備えた拠点中核施設として整備するものであるというふうなことでありまして、その利用方法を見ますと、総合調整部門といたしまして、これは三つの利用方法というふうなことでここに掲げられているわけではありますが、保健・医療・福祉に関する窓口、それから社会福祉協議会等、関連団体の事務所、それから保健部門といたしましては保健センター、リハビリセンター、研修センター、それから福祉部門といたしまして老人福祉センター、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、児童館というふうな利用の目的の中で設置された経過がございます。

社会福祉協議会も当初からそういうふうな利用経過の中で位置づけされたというふうなことで、そういうふうな意味合いの中から、社会福祉協議会については、町の施

設を使用させていただくというようなことで、使用許可というふうな形で町の方に出していただきまして、単年度ごとにですね、その施設の許可を行って施設の利用に供されているふうなことであります。

使用料については、賃貸借というふうな契約の中じゃなくて、そういうふうな意味合いもありましたので、使用料相当分といたしまして、いわゆる光熱水費に、全体であそこの部分をメーターをつけて事務所ごとに管理をしているわけでありませんで、面積の一定の考え方のもとで案分をして、年間の光熱水費から、いわゆる施設の利用料相当分として光熱水費でいただいているというふうなことで、ですから社会福祉協議会の会計を見ますと、光熱水費で計上されて、そこから支出されているというふうな状況であります。

今回もですね、シルバー人材センターも社会福祉協議会等の関連団体の事務所というふうな範疇の中で考える。これは、今委員ご指摘のように、町といたしましても高齢者の福祉対策の一環としての考え方で今回シルバー人材センターも立ち上げておりますし、社会福祉協議会も人件費等につきましては町でほとんどが補助金として交付されていると。シルバー人材センターも同じように、ほとんど町から補助金として支出されているというふうなことでありますので、社会福祉協議会と同じような取り扱いで考えられないかというふうなことで、今回もシルバー人材センターについては、賃貸借じゃなくて使用許可というふうな形で利用していくというふうな中で、人材センターについても光熱水費として利用料としていただくというふうな考えのもとで、これも同じように光熱水費の中での計上で対応というふうな一応考えであります。そういうふうな中での今回の人材センターについては位置づけをさせていただきたいなというふうに思っております。

あと、資材等のいろいろ保管場所というんですか、そこはどうなのかというようなことでありますが、現在使っている車庫をシルバー人材センターの資材というふうな、倉庫というふうなことで位置づけて、今のひだまりの丘の建物の中には一切そういうふうな器具機材等は持ち込まないというふうなことで、あくまで人の出入りというふうなことの中で対応をしていくというふうな考えで、あそこの中での位置づけを考えてきたところでありまして、以上であります。

委員長 （浅野正之君）

6番高平聡雄委員。

高平聡雄委員

はい、ありがとうございます。憂いのないような運用をお願いしたいという意味で申し上げます。

あわせて、やはり別の角度からさまざまな委員からの指摘もあるわけですが、関係が濃ければ濃いほど、一方では自立性だとか自主性だとかということとの相対の考え方、あるいは外部からの指摘に対して十分足りえる姿勢とあわせた執行状況というものは当然あらねばならないというふうに思います。

あくまでも対外的には別法人、行政そのものではないことは明白でございますし、運用の先ほどご説明をいただいた設立というか、あの施設を建てたときの使用目的の中にそれが含まれているからということだけでですね、対外的に認められるとは私は考えません。現実としてそこから収益等は、収益とは言わないんでしょうけれども、自主事業として活動しているという、それぞれの会員の方、あるいは寄附、そういったものをもとに、会費、寄附、その他補助金等をもとにおやりになっていらっしゃるということですから、その方々の立場をあくまでも行政はバックアップをしているというような形におさめて今後もいつていただきたいというふうに思いますし、業容拡大に伴うそういう指摘はどんどん大きくなるということも念頭に、これまでのことが云々ということだけでなく、今後のことについて、より深く内容精査をいただいて、大和町の総合福祉センターとしての機能がより充実して運用できるような方向で進めていただきたいということでもあります。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

私ども、一番大事にしたいのは、やはりあそこは保健福祉の拠点施設というふうな位置づけで設置された経過がありますので、そこを損なうことのないように今後とも努力をしていきたいし、そういうふうにしていかなければならないというふうに思っております。

あと、シルバー人材センターとか社会福祉協議会におきましても、将来的にそれぞれ自主独立というふうな中での運営の中でいろいろ変遷があると思いますが、そういうふうな中でのやはり事務所のあり方についてもいろいろ検討されるべきではないのかなというふうに思っております。以上であります。

委員長（浅野正之君）

そのほか質疑ございませんか。13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

それでは、1点だけですが、お伺いしたいというふうに思います。

まず、57ページ、環境衛生費ですね。この中の委託料ということでエコファクトリー水質検査、あるいは大気汚染検査の予算計上されておりますけれども、まずその内容と、あと、今までの当然検査をしてきたわけですので、その辺のご報告もあわせてお願いをしたいなというふうに思います。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

エコファクトリーの関係でございます。まず水質検査ですね。水質検査、これを年2回実施いたしております。それから大気汚染の検査でございますけれども、アスベストと、それからダイオキシンの検査を年1回実施しているところでございます。検査の結果につきましては、地元の代表の方にその結果を報告いたしております、そこからあと地元の方々に報告されている状況でございます。

結果の内容につきましては、あそこの敷地から出る水質、ほとんど雨水でございますので、あの中では水を使っていませんので、ほとんどが雨水でございます、pHで若干、アルカリが若干、6から9なんですけれども、ちょっと9.1だかというところで、若干アルカリが出た経緯がございますけれども、そのほかは何ら異常はないところでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

ただいまの報告のようでは、まず問題はないんだということの結果のようでございますけれども、まず、それとあわせて、相当の量が搬入されているんだと思いますけ

れども、その搬出先は県内なのか、その辺まで把握されているのか。そういったご報告はいただいているのか、あわせてお伺いしたいと。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

あそこエコファクトリー3社ございますけれども、まずオガワエクノスは固形燃料を、木材チップと、それからプラスチックのチップを合わせまして、そういった固形燃料をつくっている会社でございますけれども、その製品は、石巻の製紙工場、あと、そのほか、前に聞いたところでは、全部で6カ所ぐらいに搬出しているという話は聞いたところでございます。

あと、BWMにつきましても石こうボードをリサイクルしています。それから木材ですね。今現在、栗駒の地震のときですね、そういったものが搬入されて、それをチップにして。安部工業もそうなんですけれども、安部工業さんと、その3社ですね、うまく、安部工業さんの方ではプラスチックをオガワエクノスさんに、あとBWMさんは木材チップの方ですね、オガワエクノスさんの方に搬入して、うまくお互いにやっているようでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

リサイクルされたものについての搬出先、あるいは利用等々、今ご説明いただいたんですが、基本は、逆にこっちで受けるわけですから、その搬出される場所がわかるのかということを知りたいわけなんです。それはそれとして後でまたお願いしますけれども。

あと、それに関連して、今副町長おりますので。要は、エコファクトリーとしての指定を受けた中で、相当の面積がまだあいているわけなんです。その辺、町長の判断で、いろんな反対というか、そういう問題もあまして、今後凍結というような形をとられたわけなんですけれども、要は、今自動車産業含めて関連企業が来るという中で、あ

の広大な土地を遊ばせるのがもったいないんじゃないかという気もするわけですがけれども、ただ、指定を受けたものについて今後どういう対応をしてあの土地を利活用していくのか。エコファクトリー指定を外せるのか、その辺も含めて、今後町がどう考えていくのか、その辺もあわせてお尋ねをしておきたいと。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

どこから搬入されているかということでございますけれども、水質検査とかですね、クロマツの検査等で現場にたまたま行くわけですが、県外からの車両も入っております、県内だけでなく。ですが、どこから入ってきているかという正確なものは掌握はしてございません。以上です。

委員長（浅野正之君）

副町長千坂正志君。

副町長（千坂正志君）

エコファクトリー関係の部分でございます。今3社操業してございますが、今、大気汚染とか、そういう検査、町でやれる分と、それから3社が合同で実施している分、これを検査の結果を今地元の方に公表してございます。その中で地元の方々から徐々にご理解をいただいている部分がございます。そして、会社に、エコファクトリーさん含めてですが、の中で、地元の方々との話をしている会社もございません。そういうことで、今までとはちょっと違った流れになってきている部分がございますので、今のところは凍結という形でございますが、地元の理解が得られ次第、県の方の部分も含めて、凍結の部分については協議していきたいと思っております。

一番は、3社がこれ大丈夫なんだよというような部分の、地元の方に示していただかないとということで、今のところは、さっき環境生活課長がお話し申し上げました水質検査等、クロマツの検査等、全部クリアしている部分がございますので、やっぱり地元との対話というか、の中で将来を見て、凍結なり、それから、あそこの部分にいろいろな別な会社が入れるような部分には町としてもしていかなければならないか

など今考えています。以上でございます。（「3回だから本来だめなんだけれども、ちょっと一言だけよろしいですか」の声あり）

委員長（浅野正之君）

ルールを守るのが原則であります。（「運用も大切だから」の声あり）

13番大友勝衛委員。

大友勝衛委員

いろいろ問題があって、誘致した企業さんでございますので、要は一番は地元に対して説明責任、当然、町として出てくるわけなので、でき得る限り、やはり搬出先の報告等々もやっぱり町で把握すべきじゃないのかなと思いますので、やはり簡易なものでもいいかと思えますけれども、どこから運ばれて、どういうところから来たんだよというような、やっぱり町として把握しておかなければならないんじゃないのかというふうに思えますので、それは、こっち、一方的なわけにいかないと思えますけれども、やはりその辺も含めて、業者とやっぱり協議をした中で、何ら説明責任果たせないようではまずいわけですから、そういった対応すべきじゃないのかなというふうに思えますので、あわせて申し添えて、終わりたいと。

委員長（浅野正之君）

副町長千坂正志君。簡潔明瞭をお願いします。

副町長（千坂正志君）

地元の住民の方々、月に1回例会を開いてございます。その中で、町からいろいろとお話する部分と、それから、そういう情報をこれから共有しながら理解を深めていければなと思いますので、よろしくをお願いします。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

そのほかございませんか。1番藤巻博史委員。

藤巻博史委員

まず、主要な施策概要の5ページでございますが、環境生活課の町民バスの運行事

業ということでございます。この中で事業の目的として、運行のない地域住民の高齢者や障害者、学生等が、安心して医療機関、学校に通うことができるということと、また、吉岡の商店街の買い物客の足を確保するというような、そういう目的が掲げてございます。

その中で、ちょっと私、どうなるのかなということでの質問でございますが、今度役場が黒川病院の近くの方に移動するというので、そうすると、一般質問の中でもあったんですけども、旧町内、何ていう言い方、ちょっとあれなんですけれども、の方々が結構遠くなるわけですね。ということで、以前はたしか吉田の方から来たバスは下町を通過して、それで行ったというふうに思います。今はサンマートのところから南の方に曲がっていくというようなルートになっていると思うんですけども、ということで、要するに、そういうルートというのを考えられる、行けないかどうかわからないんですけども、そういうことの考慮というんですかね、そういったものがされるのかどうかということでお聞きしたいと思います。

というのは、これにもありますけれども、率直に言って、吉岡の商店街は寄らないでいってるんですよ。これには吉岡の商店街の買い物客の足というふうに書いてあるんですけども、そういうようなことも含めて、どうなるのかなということでお聞きをします。それが1点目です。

それと、もう一つ、保健福祉課の、こっちの主要の方の48ページで、要するにひだまりの丘のことについて私もちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、これは、ある電動車いすに乗っておられる方から、その中で、ひだまりの丘の管理運営ということでございますけれども、要するに1階と2階に、汎用トイレというんでしょうかね、車いすも使えるトイレがございしますが、実はあそこ使えないって言うんです、電動車いすは。要するに中で回転できないと。ということで、その方は西友のトイレの方が使いやすいということで西友に行くということで、ということで、いわゆる社会福祉総合センターという名称を打って……。

委員長（浅野正之君）

藤巻委員、簡潔明瞭をお願いします。

藤巻博史委員

そういうことで、その改修の部分の、まず最初は、そういう声があったのかどうかということをもまず一つお聞きしたいと思います。以上です。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

町民バスの件でございます。21年度におきまして、これまで運行したところでいろいろと課題点があったところを、大和町地域交通会議を開きまして、いろいろと議論していただきまして、そういった要望をできるだけ組み入れた中で、路線の変更等、時間、時刻ですね、ダイヤ改正を行ったところでございます。今後、そういったまたいろんな課題があれば、そういった手続を経ながら見直しを図るということは可能でございますけれども、何せ、まだ1年経過したところでございますので、今後、状況を見て判断してまいりたいというふうに考えております。

それから、路線で下町の方を通らないということの話でございますけれども、宮城バスの方におりていって、ぐるっと、まほろばタウン、そして病院、あと一里塚公園、ぐるっと回って黒高まで行って、また、こっちの天皇寺、上町、館下、ひだまりの丘という形で、ぐるっと回ってくるような形になっておりますので。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

ひだまりの丘のトイレの電動車いすの利用についてであります。私ども、ちょっと今初めてお聞きしましたので、あと内容をいろいろ詳しくお聞かせいただきたいと思っております。

委員長（浅野正之君）

1 番藤巻博史委員。

藤巻博史委員

まず、バスのことですけれども、私、以前は下町の、今のご説明でも、下町の方が乗ろうと思っても、率直、黒川病院の方に行く車は、車というか、バスということで

すかね、ないんじゃないかなと。ただ、一言申し添えれば、大衡の万葉バスですか、万葉バスは5本通ってはいるんです、たしか。あっちの石神沢の方から上がってきて、そこから、ただ、役場には行きませんが。役場っていうか、そういうことでは、そこら辺はあるのかなと思うんですけども、でも、やはり町民バスとしてはそこら辺が必要ではないだろうかというふうに思いますので、ご検討お願いできればと思います。

それと、トイレのことについては、そうすると、今まではそういったクレームというか、そういった声は、その方も結局使わないので声出してなかったようなんですけども。たまたまそれで、私もじゃあということで寸法とってみたら、国土交通省でしたっけかね、何かそういう、なかなかそういう標準的な寸法のトイレというのはないようだったんですけども、国土交通省のやつで見るとお勧めサイズよりは小さいのかなというふうにも思いますもので、ぜひ検討していただければと思います。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

バス路線の見直しでございますけれども、今後、全体の中で検討させていただきたいと思います。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

トイレにつきましては、県の条例で障害者用のトイレの利用する場合の設置の基準が定められておりますので、当然そういうふうな基準に沿った中で対応しているというふうに思っておりますが、もしご利用になって利用できないというのであれば、私ども、事務所の方に声をかけていただきまして、介助してですね、車いすちょっと乗りかえていただく煩わしさはあるわけですが、そういうふうなことでの対応をですね、利用できないとなれば、そういうふうな対応をさせていただきたいというふうに思っております。（「終わります」の声あり）

委員長（浅野正之君）

その他ございますか。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後1時56分 休憩

午後2時04分 再開

委員長（浅野正之君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

17番大崎勝治委員。

大崎勝治委員

それでは、簡単明瞭に。保健衛生費の中に、54ページ、55ページだね、委託料の自殺予防看板設置委託ということでございますけれども、この内容についてご説明いただきたいと。

それから、53ページの児童館母親クラブ、さらには児童館後援会ということでございますけれども、今どんな活動をしているもんだか、内容をご説明いただきます。以上です。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

自殺対策予防の看板設置委託料についてのお尋ねではありますが、21年度から自殺対策ということで取り組んでいるわけではありますが、いわゆる自殺の現状を協議いたしまして、その後の取り組みや対策における課題、あるいは解決の方法等についての検討を行うというようなことで、これは国の方が力を入れまして、国の方から交付金が参りまして、21、22、23と3カ年で自殺対策予防というようなことで進めているものでありまして、その一環として今回の看板の設置というようなことでありますが、い

わゆる自殺を思いとどませるための呼びかけの看板を設置したいというようなことであります。

そればかりではなくて、実際は自殺対策といたしまして、自殺対策の推進会議を立ち上げて、これは30名程度の委員の方々であります。それから、あるいはメンタルヘルス相談会、これは月1回ですね。それから自殺対策のプランの作成とか、そういうふうな総体的な中での看板のですね、自殺予防の呼びかけをしたいというふうなことでの看板の設置というふうなことでございます。以上でございます。

それから、児童館につきましては、担当が教育総務課になっておりますので。

委員長（浅野正之君）

大崎委員。児童館につきましては教育総務課の所管になります。

大崎勝治委員

はい、わかりました。失礼しました。

では、国の対策ということでございますけれども、私、看板つけたら、この町は自殺者が多いんでないのかというような感じでね、今よそから多く住民が張りつこうとしている町に、自殺の看板がどうなのかなと、こんな感じがしたもんですから、その辺はどういう考えでいるもんだか、内容的にね。自殺の看板、よく道路歩けば、ここはクマが出るとかキツネが出るとかっていう看板は、ここはクマが出るのかというような感じで見て歩くわけですけども、しかし、自殺ということになれば、いろいろ刺激はあるのではないかと、こんな感じではいるんですが、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

委員ご指摘のように、どういうふうに表現するかが一番やっぱり肝心だと思いますので、私どもは、そういうふうにストレートに自殺の部分を抜き出して表現するというようなことじゃなくて、予防のためのいろいろな対策をあわせてやっていますよというふうな呼びかけの看板というふうなことでのご理解をお願いしたいというふうに思います。

委員長（浅野正之君）

17番大崎勝治委員。

大崎勝治委員

では、余り刺激のないような形で進めていただきたいと。以上です。

委員長（浅野正之君）

4番平渡高志委員。

平渡高志委員

51ページの保育所の11節の需用費の中に修繕料とありますが、これはどの辺をお直しするのでしょうか、お伺いします。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

修繕料の内容であります、この修繕料の内容につきましては、もみじヶ丘保育所のですね、大分設置してから時間もたっているというようなことで、床面がかさかさというんですかね、ちょっとめくれているというふうな状況になっていますので、子供たちも裸足で歩くというふうな機会が大変多いものですから、それを研磨して塗装して修繕したいというようなことで、もみじヶ丘保育所の現在の保育施設の部分の全面的に研磨、ウレタン塗装というような中での修繕料でございます。

委員長（浅野正之君）

4番平渡高志委員。

平渡高志委員

大和保育所ですね、今度新しくこっちの認可保育所もできるわけですが、外観が余りにも塗装等が今汚れが目立っておりまして、やはり今度新しい保育所との差が相当つくのかなと思うわけですが、副町長いらっしゃいますけれども、あのままに

しておくのか、また新しい保育所建設があってあのままにしておくのか、また改装するのか、その辺ちょっとお伺いをしておきたいと思いますが。

委員長（浅野正之君）

副町長千坂正志君。

副町長（千坂正志君）

大和町の保育所、外観ということでございます。大分年数もたっているということもございますけれども、全体的な、新しく出る保育所、それから今の保育所の兼ね合いも含めて、今後どのような方向になるかということで、いろいろと内部の中では検討している部分はございますけれども、今の段階で、あれをあの場所で修繕をきちっとしてやった方がいいかということのまだ判断はしかねている部分もございます。いずれにしましても、老朽化しているという部分ありますので、保育に支障ないような形の中では、まず当面はやるというような形になろうかと思えます。

委員長（浅野正之君）

4番平渡高志委員。

平渡高志委員

やはり当面、何年間やろうとするのであれば、やっぱそのところをもう少し考えていかないと、みんな新しい保育所の方に行って、結局こちらの方が外れた方々が来るような状況では、私ちょっとまずいと思うんですね。その点を考慮して、やはり早急に結論を出して、もしあそこに新しいの、別なのを建てるのであれば、そのままで仕方ないと思うんですけれども、その結論をやっぱり急いでほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長（浅野正之君）

副町長千坂正志君。

副町長（千坂正志君）

今度建設する22年度の保育所、民間の保育所でございますけれども、その開園を見ながら検討させていただきたいと思えます。以上でございます。（「終わります」の声あり）

委員長（浅野正之君）

11番鵜橋浩之委員。

鵜橋浩之委員

今の保育所の関連。きのう視察、現場視察をさせていただきました。委員長に言われますから、52ページの補助金、認可保育所整備事業1億777万1,000円ですか、これに関連してお伺いします。

きのう視察をさせていただきました。まず一つ、これは運営主体は法人でございますが、保育所の名称「なのはな保育園」、これは単純に法人がおつけになったのか。どういう経緯でこの「なのはな保育園」、きのう、もう時節柄、菜の花の季節なんです、周りは見たんですが、余り菜の花は目につかなかったので、ちょっと申し上げたいと思います。

それから、この全体の事業費が1億7,620万円とございます。これ主要事業の説明では、いわゆる例の安心こども基金ということになるわけなんです。そうしますと、総事業費に対するいわゆる補助額ではないなというような感じがしたので、この事業費の中で補助対象にならない部分、そういうものがあつたのかどうかお伺いをします。

それから、事業スケジュールの中で、この建設工事については一般競争入札、町代行と。これはやっぱり制度上、この認可保育所の制度上こういうふうになっているというふうに理解すればいいのか、あるいは、こども基金の中でこのような決まりがあるというふうに理解すればいいのか、その辺についてお伺いをします。

それから、町民課の一つ、国保事業の関連についてなんですが、これは直接町民課の事業の運営とは違うわけなんです、今議会で3月5日に22年度地方税制の改正概要というのが説明ございました。その中で、国民健康保険税、これにつきましては、今年度から課税限度額、今まで現行47万円が50万円になると、さらに後期高齢者等々についても引き上げになるというような説明がありました。全員協議会で余り質疑もないままこれ聞き流しておったんですが、たまたま22年度から適用というようなことなようなのでお伺いをするわけでございます。

そうしますと、118ページ、この中で国民健康保険税の歳入の問題なんです、そういった限度額が引き上げになって、前年度対比で約1,300万円ほど保険税の方が減額になるというようなことの理由と伺いますか、これどういうふうに理解すればいい

のか。あわせて、121ページ、繰入金の他会計繰入金ですが、これはいわゆる法定ルール内での町が繰り入れする部分になるわけなんです、いろいろ今、経済状況、失業者が多い等々、いろんな社会的問題を抱えて経済状況が厳しい中で、国保の軽減世帯がどんどん増えるんじゃないかなというようなことを考えますと、これのいわゆる予算づけのあり方、本年度、前年度、大体前年対比、大体前年度ぐらいの中で流れるのかなというふうに見ていらっしゃるのかなと。この部分についての考え方、ひとつお伺いしておきます。

それから、環境生活課にも何かしないとまずいのかなと思います。環境生活課にはですね、すみません。（「慌てないでください」の声あり）かなり今慌ててございます。57ページでございます。57ページの環境衛生費の中の報償費だったと思いますけれども、説明によると、犬のしつけ方講習というような、これ最近2～3年聞いておりますけれども、犬のしつけ方講習というのを行政でやる理由ですね。どういう内容でやっているのか、目的も捉えてひとつお伺いしておきたいと思います。以上です。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

民設保育所に関するお尋ねであります、最初の保育所の名称については、今回の民設の保育所につきましては、広く事業者を公募させていただいたというようなことであります。その中で応募した中で、このたちばな会の予定法人であります、「なのはな保育園」というようなことでの提案というふうなことで、保育所の名称が出されております。その提案の内容の名称というふうなことでございます。

それから、補助の基準というふうなことでありますが、今回の補助事業におきましては、こども未来基金を活用した事業というふうなことでありますが、この事業につきましては、入所定員に応じてそれぞれ基準事業費が設定されております。基準事業費ですね。いわゆる規模数に応じてそれぞれの基準事業費が設定されております。例えば75人規模ですと1億4,200万円というふうな基準事業費がありますので、それに国が3分の2、それから町が12分の1、4分の3の補助というふうな形になるわけですが、その部分と、それから保育所開設の準備経費として別枠の補助の対象が

ありますので、それらを考慮した中で今回の事業費の補助額の算定をいたしております。

それから、入札の町代行というふうなことでありますが、今回は補助事業というふうなこともありますので、いわゆる入札の透明性とか競争性、あるいは競争性というんですか、そういうふうなものをきちんと確保する必要があるということで、町の方からですね、こういうふうな受託というふうな方法もありますよということでお話をしております。それは事業者の判断というふうな形になりますけれども、事業者がそういうふうな判断をすれば、町の方で代行もいたすというふうなことで、事業者がそういうふうなものをきちんとやりますというふうな自信というか、ものがあれば、それはそのまま事業者でやっていただくというような形になると思いますけれども、いろいろな観点からすれば、やはり町の方で代行してですね、受託をして、そういうふうな3要素ですか、取り入れた中での入札が望ましいのではないかとというようなことでの一応考えで、そういうふうな指導はしております。以上であります。

委員長（浅野正之君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

では、お答え申し上げます。

まず、国民健康保険税の関係でございますけれども、過般、税務課長の方から全員協議会で説明あった内容でございますけれども、説明の内容のとおりでございます。現在、国の方で、昨年11月に税制調査会の方で国保税見直しというお話が出まして、今国会中に提案するというので、順調にいけば3月26日可決ということのようでございます。それで、委員ご指摘のとおり、国保税、現在59万円の最高限度額、これが63万円となるようございまして、この背景につきましては、資料等たまたま持ち合わせておりましたので、ちょっと解説させていただきますけれども、結論からお話しすれば、中間所得層の税額を軽減すると。国保ですから専門の方々ですけれども、そういう方々の中間所得層と言われる方々の税額を軽減して、所得の高い方の分をある程度上げていくという大きなねらいがあるようでございます。

それで、ご指摘の118ページ、予算、国保税でございますけれども、これにつきましては、当初予算、22年度につきましては、21年の段階で、21年度総体費の中で予算

組ませていただきました関係上、21年度の皆様方の所得が固まり次第、22年の国保税の税額、確定した段階で補正調整という形になります。したがって、120ページの法定ルール内の繰入金の特に税額の軽減分でございますけれども、これにつきましても、基本的には、ことしの7月頃に21年の、現在、所得の申告、昨日で終わりましたけれども、その辺等の実績データを見ながら調整させていただきまして、その段階で額を固めて、そして9月の補正あたりというふうになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

狂犬病予防費、8節報償費のうち、犬のしつけ方教室、講師の謝金でございます。2万4,000円でございます、2人に対する、2名。専門の先生を講師といたしまして、富谷町と大和町、交代交代でやってございます。郡内4町村、それから県の保健所、黒川支所の方からも来ていただきまして実施、1日ばかりで実施しているところでございます。犬の鳴き声がうるさいとか、ふんの公害とか、いろいろ苦情参っておりますので、そういったことで、飼い主のマナーアップを図るためにやっているところでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

11番鷓橋浩之委員。

鷓橋浩之委員

まず、認可保育所の関係なんです、そうすると、名称は選考の段階からもう決まっていたというわけですね。応募の段階でこういう名称を持ってきたと。なるほど、じゃ何とも、わかりました。

その事業費については、いわゆる収容人数との関連で限度額があると。たしか安心こども基金ですと、国が3分の2の、市町村が12分の1、それから運営団体が3分の1だね。（「4分の1」の声あり）4分の1、そういう中からすると、ちょっとその数字が合わないなというようなことで申し上げたまでで。そうしますと、限度額があ

って、これを超えた分については事業主負担というふうに理解していいわけですね。

それから、入札執行、これはどっちでも選べるんだけれども、今回は代行。これは運営主からのそういう意向だったというふうに理解すればいいんですか。わかりました。

この補助率、手いっぱい、限度額を超えたような、何ていいますか、1億4,200万円がこの定員で限度だとなれば、約3,400～3,500万円超えているわけなんですけど、その超えた分については、それだけ立派な保育所ができるというふうに期待していいわけですか。その辺のことで一言だけ伺いをしておきます。

それから町民課。そうしますと、今年度から限度額で4万円上がるんだと。その上がった分のいろんな調整、さらには、繰り入れのいわゆる軽減分等々の数字については、具体的に詳細に計算して、9月補正あたりでいろいろ計上してくるというふうにとらえて今聞いたわけなんですけど、今回、限度額を引き上げるという数字の分は、この予算には組み込んでいないというふうに理解してよろしいのかどうか。

それから、今回の改正のねらいが中間所得層の軽減というようなことだったんですが、今まででもいろいろ改正のたびに、大和町の場合、言われてきたことは、大和町の所得割が少し高いんじゃないかというような部分での指摘があったわけなんですけど、そういったことについては、これは町民課の関するところではないということで、町民課からは答えは無理ですよ。もしあれば、ひとつお願いをしたいと思います。

それから、犬のしつけ方教室なんですけど、飼い主のマナー向上のためと、いろいろ目的があって実施をしていると。私、なぜこれお話を申し上げたかといいますと、いろいろ有害鳥獣の対策を初め、今、環境生活課の関係には、それこそ野良犬やら、野良猫やら、いろんな要請なり苦情が来ているんだと思います。特に、何ていいますか、野良猫なんかについては、猫屋敷みたいな家があって、そこにはうじゃうじゃいて、何か余りふえて、こっちの家にいなくなったなと思ったら、町から来て引き取ってもらったとかってというようなお話をよく聞くわけですね。そうしますと、何で犬だけこういうふうにしてやんなくちゃならないの。猫のしつけ方教室もあってもよかったんじゃないかというような思いから聞いたんですが、その辺についてはどういうふうに思いますか、ひとつお答えいただきます。

委員長 (浅野正之君)

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長 （瀬戸善春君）

委員ご指摘のように、基準事業費をオーバーした分については、全額事業主負担というふうなことになります。そういうふうな中で、これまで幼児教育をやってきた中で、やはり経営者のそれなりの保育理念もありまして、それを実現するためには、そういうふうな自己負担をかけても、そういうふうな施設規模、あるいは環境が必要だというような中での今回の経営者の、事業主の考えだというようなことで、そのような事業費になったんだというふうに思っております。

委員長 （浅野正之君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

お答えいたします。

22年の国民健康保険事業会計の予算でございますけれども、これにつきましては、委員ご指摘のとおり、税率改正なる前の現段階での予算で組んでおりまして、これらにつきましては22年度中に何らかの形で、税率改正後に、限度額引き上げ後に、補正という形でお願ひすると思ひます。

それから、今の税率については、町民課関係ないということではなくて、これ大いに関係ございまして、国民健康保険の要は運営予算、税率、これは連動するものでございますので、当然のことながら、税務課等々とも調整しながら、最終的には22年度中に、今回の税率上限の引き上げにつきましては、本町の国保税、所得割、資産割、均等割、平等割、この辺との予算との兼ね合いで、22年度中は難しいにしても、23年からはその辺の調整が出てくるかというふうに考えております。以上です。

委員長 （浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

犬の場合は、法律で狂犬病予防法という法律がございまして、この法律に基づきまして、きちっと飼い主の方は責任持って飼わなきゃならないところでございまして、県におきましても「動物の愛護及び管理に関する条例」というものを定めておりまし

て、犬については、例えば野良犬がうろうろしているような場合は、県の方ですね、保健所の方に通知してやりますと、すぐに来て捕獲していきます。ただし、野良猫の場合は、本当に野良猫なのか、普通は首輪していませんので、猫の場合は飼い主がいる場合もあります。簡単にすぐ捕獲できないという難しい面がございまして、その野良猫、完全に野良猫だというのであれば、町の方でおりをかけたまま捕獲して、保健所の方に引き渡すという形になってございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

11番鷓橋浩之委員。

鷓橋浩之委員

国保税の関係なんです。なぜ申し上げるかと、国が上げるんだから、これやむを得ないんですけども、結局、引き上げても、いわゆる徴収率が下がって、何ていうか、その実効が上がらないというのが近年の国保会計の運営の状況ではないかと思うんですよね。やっぱりその辺を重々考慮した上での考え方でひとつお願いしたいなというふうに思います。

それから、野良猫は法律がないということですか、じゃ。野良猫には法律がないから、猫のしつけ方は無理だというふうに理解をしました。

いずれにしても、何かあれば対策は担当課に来るわけですから、ひとつその辺、野良猫から、野良犬から、野性動物、猿、クマ、イノシシの果てまで、本当に大変ご苦労さんですけども、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長（浅野正之君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

ただいまの鷓橋委員の質問でございまして、本町の国保税、確かに徴収率下がっているというのは事実でございます。これにつきましては、先ほど言いましたとおり、国保税の負担割合、要は資産割、平等割、均等割、所得割、この4種類の中、例えば資産割等々につきましては、県内の市町村でも5市町村ほどもう廃止している町村もございまして、その辺の中で、国の意図する中間所得層の軽減を図りながら、そ

れなりの収入といえますか、徴収率が上がるようなですね、理想的な話でございますけれども、ような工夫を税務課とともに協議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

委員長（浅野正之君）

16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

簡単明瞭にね。36ページの男女共同、女性推進事業についてお伺いをいたします。

ことは13万円ほどの減額の中で女性推進事業が行われるというふうになっておるわけでありまして。これまでの成果と今後の推進の考え方についてお聞きいたすわけですが、かつて宮城大学の学長から男女共同参画についての講演がございました。男女ともに、いいパートナーの中で、これをお互い意識しながら、個性を十分に発揮しながら、お互いの立場を理解し、そういうふうなことを目的にしながら、男女共同参画推進プランが平成12年に策定されました。これらのことを考えますと、今までの成果と、これからの考え方について、担当から詳しくお聞きをしたいなというふうに思っております。課長のご配慮があれば、よろしくお願したいと思っております。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

今、担当からというお話がございましたので、担当の大山の方から答弁させていただきます。

委員長（浅野正之君）

主幹大山寿子さん。

環境生活課主幹（大山寿子君）

では、私の方から最後のご回答させていただきます。

よろしかったでしょうか。3月31日退職させていただきますので、そういう意味で

のご質問かと思いました。

平成8年に女性政策係ができて、今委員が申しましたように、10年、12年ですか、たちます。これまで男女共同参画という言葉そのものの周知を含めまして十分にやれて、私で担当三代目ですが、やれてきたのではないかと思います。一応ここが第1ステージの部分じゃないかと思っております。今後、第2ステージに向かいまして、さらに細い部分と申しますか、一つ一つをもう少し丁寧に皆さんで、町民の方と検討していく必要があるのではないかと思います。今後は第2ステージということで推進をしていくようになるかと思います。

委員長（浅野正之君）

16番桜井辰太郎委員。

桜井辰太郎委員

ただいま第三代目の男女共同参画の担当でありましたというふうなお話を伺いました。第1ステージ、第2ステージと、さらに第3ステージとこれから進んでいくわけでありましたが、やっぱりこのように担当してくれた大山担当の方のお気持ちを酌みながら、さらにやっぱりいい男女参画、男女共同参画推進プランが実施されていくように、課長の次の仕事をご期待いたします。以上でございます。

大山さん、ご苦労さんでした。

委員長（浅野正之君）

そのほかございませんか。3番伊藤 勝君。

伊藤 勝委員

56ページ、2目の予防費とありますが、女性特有がんの検診、受診率向上に今年度も予算計上されましたけれども、大変大事なことだと思います。それでお聞きしますけれども、これはなぜ継続事業でないのか、まず1点お伺いします。

また、153ページの5目任意事業とありますが、機械借上料、これはたしか安心コールセンターの機械借上料だと思いますけれども、申請してお借りするんですが、今現在、何件ぐらい貸し出しているのかお聞きいたします。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

最初に、女性特有がんの検診につきましては、健康づくり班長に回答させていただきますが、それから、2番目の1点目の安心コールセンターの利用者数ですが、現在のところ45名の利用者がございます。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課健康づくり班長長谷 勝君。

保健福祉課健康づくり班長（長谷 勝君）

女性特有のがん検診についてですが、21年度から事業としてやっております。21年度につきましては国費全額ということでやっているんですが、22年度も引き続き実施の予定です。ただ、国費が今度は半分になるということになりますので、自治体によっては、やるやらないという判断をするところが出てくると思いますが、大和町は実施の予定です。以上です。

委員長（浅野正之君）

3番伊藤 勝委員。

伊藤 勝委員

今、政権もかわって、コンクリートから人ということで、この健康、生命の部分でね、とても大事な部分だと思うんです。そういう部分も含めて、ぜひずっと継続していただきたいなという思いでおります。

また、2点目の安心コールセンターですけれども、これから高齢化社会へ向かって、孤独死とかって、いろんな部分で発生してくるので、こういう安心コールセンターの呼び出し体制というか、もう少しアピールして、こういうのがあるんだよということを町民に呼びかけていくべきじゃないかなと思いますが、その辺いかがでしょうか。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

安心コールセンターのサービス事業というようなことでありますが、いわゆるひとり暮らし老人の方、あるいはお二人で住んでいらっしゃる老人の方々、そういうふうな方々のやはり安否確認をですね、あるいは生活の状況をどういうふうに、見守るといふようなことになると思います。これは、ただ単にこういうふうな機器を取りつけるというふうなことじゃなくて、地域での見守り体制をどうするかとか、あるいは、そのほかにも、私の方でこれまで「愛の訪問員制度」というようなことでやっておりましたが、この名称、「お元気訪問員」というようなことで名称をちょっと変えて、継続してやっていくというようなことに考えておりますけれども、そういうふうなあらゆるサポート体制が必要になっていくのではないかといいふうなことで考えておりますし、これらもこれから充実していきたいといふふうに思っております。

この機器の利用件数については年々増加いたしてございます。そういうふうな対応も図っていきたいといふふうに考えております。

委員長（浅野正之君）

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

主要施策の14ページをお願いします。この中で肺炎球菌ワクチン接種事業とあります。これは22年度から始まる事業なんですけれども、これにつきましてのワクチン接種に対する対象年齢、それから1人当たりの助成額、そして、初年度として何名くらいの人数を接種人数としての計上なのかお尋ねいたします。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

肺炎球菌ワクチンの予防接種の対象年齢ですが、65歳以上の高齢者というようなこ

とでございます。それから、助成額につきましては、1人当たり3,000円というふうなことで予定をしております。人数につきましては、1,800名の一応予算の見込みを行っております。

委員長（浅野正之君）

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

この接種時期なんですけれども、これは年度始まってからすぐなのか、それとも期間が限定されての接種時期なんでしょうか、お尋ねいたします。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

答えを健康づくり班長にお願いいたします。

委員長（浅野正之君）

健康づくり班長長谷 勝君。

保健福祉課健康づくり班長（長谷 勝君）

接種時期についてお答えします。

予防接種、年がら年じゅうやっているものもありますし、あとは期間限定でやっているものもあります。要は期間限定というのは、インフルエンザとかなんとかにつきましては、その時期に向けてという形になってございます。肺炎球菌も時期を限定して、インフルエンザの流行時期前、9月ぐらいから年末の12月ぐらいまでという期間に絞って実施したいというふうに今考えております。以上です。

委員長（浅野正之君）

8番堀籠日出子委員。

堀籠日出子委員

9月から12月ということなんですけれども、もしこれ接種希望する場合には、この申請方法というのはどのようになっていますか。

委員長（浅野正之君）

健康づくり班長長谷 勝君。

保健福祉課健康づくり班長（長谷 勝君）

予防接種の実施につきましては、これから医師会の方との協議になります。医師会の方でどのように扱ってくれるかという部分をですね、医師会の理事会がありますので、まずそこに諮っていただくということです。当然、町としましては、やり方というのは、こういう方法ということをお示しするんですが、あとは理事会の中で実施方法を決めていただいて、あとは、決まりましたら皆さんに周知をして実施という形に進めることになります。以上です。

委員長（浅野正之君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

2点お伺いします。

37ページの人権擁護の関係で、主要な施策概要6ページに掲載されています。今年度の事業として、県からの支出金での委託事業としてやる事業のようなんですが、説明によりますと、16年度に実施をしたと。今年度、22年度には多分何か大きくやる事業なんだろうと思いますが、そこをもう少し詳しく説明していただきたい。目的として、住民に親しみやすく、参加しやすい要素を取り入れるというふうに書いてありますが、どういったことをもくろんでおるのか、もうちょっとご説明いただきたいと思っています。

それから、57ページ、環境衛生費の需用費の消耗品費、薬剤 588万 9,000円、これと、同じところの補助金、町環境衛生組合連合会 258万円、これを合わせた事業が施策概要の方の7ページ、公衆衛生活動事業ということで説明があると思いますが、防疫対策の事業だというふうには理解しておりますが、この環境衛生組合の主な活動内容といえますか、それをもう少しご説明をいただければというふうに思います。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

一つ目は、人権啓発活動地方委託事業でございます。

6年前にですね、国の方から県を通しまして委託金が、今回ですね、22年度、来年度ですね、120万円ほど来るわけでございます。これまで人権啓発活動をやってきたわけでございますけれども、6年ぶり、この120万円を生かして大々的に啓発していこうということでございまして、一つは、来年合併施行55周年記念にも当たりますので、人権講演会をやりたいというふうに考えております。

それから、新庁舎に移転するわけでございますので、新庁舎に懸垂幕を2張り新しくつくろうということで考えております。あと桃太郎旗ですね。かなり桃太郎、風が吹くとなびいて目立つわけでございますので、そういった、生かしてですね、桃太郎。ふだん買えないものを買って、啓発、目で視覚的にですね、啓発するようなことも考えながら進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

それから、薬剤と連合会ということで、連合会の活動内容ということでございます。組合ですね、大和町の環境衛生組合連合会、これは区長さんたちが構成メンバーになっておりまして、組合を組織していただいて、主に防疫活動と、防疫だけではなくて環境活動ですね。あと集積所関係ありますので、ごみの集積所関係の美化維持とか、そういったことをお願いしている状況でございます。実際にこの258万円という補助金がございしますが、このうち65%は各地区の方に活動費ということで交付しているところでございます。以上でございます。

委員長（浅野正之君）

馬場久雄委員。

馬場久雄委員

人権啓発の件、120万円ということで、そうしますと6年ぐらいに1回、大きくやるということですよ。今の何ですか、桃太郎旗と言ったんですか。桃太郎旗って、イメージ的に桃太郎書いて、そういう旗を配布するというのじゃないの。今まで使っているやつね、人権啓発で使っている旗のことですね。そして、それを配布をして、

人権の何ていうんですか、啓発を図ろうというふうな。緑とピンク色だか、赤い旗ですよね。

なかなか人権啓発といっても、非常にぴんとこないというか、なかなか難しい範疇だと思うんですね。こういう参加しやすい、また、皆さんに理解いただけるというふうなことで、やっぱり講演会あるっていても、人を集めるのになかなか大変なのかなというような危惧もするわけです。そういった形で、どういう形で皆さんにですね、その講演会、場所にもよるんでしょうけども、集めようと考えておられるのかなということですね。それをもう一度お願いします。

それから、公衆衛生活動なんですけど、結局、薬剤を使っただけの各町内の散布活動というふうなことになると思うんです。こういった形で、公衆衛生連合会というんですか、公衛連の事業が余り直接、区長さん方が入っておられるというのはわかりませんが、直接余り目に見えないというか、特にそういう、ごみの問題とかとなると、環境美化の推進事業とかもあるわけなんで、余り見えないのかなと。町民の方には余り伝わってこないのかなというふうな感じはするわけです。こういう薬剤の散布といっても、公衛連でやっているというふうな感覚よりも、各町内会、もしくは区単位でやっているものですから、そういった形しかアピールになってないんですよ。そういった形で、組合の仕事の内容というか、そういったものをお聞きしたわけなんですけど、よろしいですか。

では、ちょっともう一つつけ加えますと、町内会の方でも薬剤の散布、機械をお借りしてやっておりますけれども、一度狭いところに入って行って車こすったことあるんですね、薬剤散布の関係上。そしたら、やはりそういった形で、こすったかなんかはその運んでいる人わからないんですけども、こすったと言われて、そして地区ですと、保険もかけていないものですから、そういう形で、同じ地域の住民ですから、けんかするわけにもいかないということで、車の損傷を直したということもあるんです。ですから、公衛連としてそういった形でやるのであれば、もしくは、そういう何かあった場合の事故に、事故は起こそうと思ってやっているわけじゃないので、そういう何かの対応とか、そういった形で少しできないものかなというふうな思いもあるわけなんで、お聞きしたわけです。

委員長 (浅野正之君)

環境生活課長高橋 完君。簡単明瞭にお願いします。

環境生活課長 （高橋 完君）

桃太郎旗ですね、お祭りなんかでよくつけているやつでございます、新庁舎の周りですね、フェンスつくると言うんですけれども、そこにずっと5メートルなり10メートル間隔で立てるということで、それは人権週間とかにですね。あと、そのほか夏まつりとか、成人式とか、そういった機会を利用して、そういった旗を立ててPRするというところでございます。

それから、保険ですね、薬剤散布機械が車にこすってしまったというようなことのようにございますけれども、その連合会の方で話題提供はいいと思うんですけれども、その辺ですね、地区で、できれば地区の方で考えていただければというふうに考えておるんですけれども。さっき言いましたように、連合会の方から各地区にですね、予算65%、各地区の区の方入ってございますので、何とかその中で運用していただければなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

委員長 （浅野正之君）

9番馬場久雄委員。

馬場久雄委員

では、今の65%というのは、戸数割かなんかで掛けた金額の65%で、各地区によって違うんですね。それは各地区というか、区なり町内会なりに入っているというようなことですね。そういった事故るといって、やはり接触してしまったかどうかもわからない中で、やっぱり住民同士でそういういざこざ起こるといってもひどいので。

ただ、各地区としても、なかなか、そういった場合の保険対応というのは、どのぐらいの金額かかるかわかりませんが、非常に難しいのかなと思ってはいます。ただ、今実際に、何がしか65%というと、結構な、掛けられるとすれば、その辺も各地区で検討する必要があるのかなというふうには思いました。はい。

委員長 （浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

各地区への交付する金額につきましては、基本額と、それから世帯割で計算しております。

委員長（浅野正之君）

14番中川久男委員。

中川久男委員

それでは、1件、保健福祉課の方にお尋ねをいたします。

主要施策の12ページ、自立支援法関連事業、ここの事業目的の中に、障害者の施策を3障害を一元化し、どの障害を持っていても同様の支援が受けられるようにするというふうにうたわれておりますが、これまでこの事業が浮き彫りに今回なっております。この中で、先般も申し上げましたが、この3障害そのものと発達障害児者、そして、そのものの活動、相談機能も含めた中でこれから進めようとしていると思いますけれども、支援ですから、その辺の見通しはいかがなものでしょうか。やはりこの3障害そのものと、あとは発達障害児者を含めた中で、活動、相談機能も恐らくこの支援の中に入っていると思いますから、ぜひ取り入れた形で進め方を、もしありましたら教えてください。早い時期を皆さん望んでおりますので。

委員長（浅野正之君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

ご質問につきましては、一般質問でも町長が地域支援活動センターというようなことの中で、23年の4月を目標にいたしまして考えているというふうなご答弁を申し上げましたが、新年度に入りましたら、やはり先例事例等を参考にしながら、あるいは障害者の方々とも話し合いの機会等を設けまして、どのような形でその機能を持たせて、あるいは場所的な問題とか、あと規模とか、いろいろ検討する部分が多いわけでありますので、それらについて意見を聞きながら、よりよい活動センターを立ち上げるべく検討してまいりたいというふうに思います。

委員長（浅野正之君）

7番秋山富雄委員。

秋山富雄委員

1件お尋ねします。

環境生活課に施策概要の8ページに環境影響調査として河川の水質検査と載っているわけですが、小野地区は竹林川が流れております。そういった中で、この竹林川の河川の中で何カ所ぐらい検査やっているのか教えていただきたいと思えます。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

竹林川につきましては、全部で3カ所ほど定点検査をしております。一つは黒木橋のところと、それから御天皇橋、それから落合橋の合流点ですね、そのところで竹林川として3カ所検査をやっているところでございます。以上です。

委員長（浅野正之君）

7番秋山富雄委員。

秋山富雄委員

これから石倉あたりに山菜とり、振興団地の方から入ってくるわけです。それで、山に堆肥が野積みされているということで、入ってきたお客さんたちが騒いでいるわけです。それで、県に言ってやるとかなんて怒っているわけです。「いや、県でなく町に言ってもらいたいんだね」っておれは言ったんだけど、県では町の担当課が大変なんでないかなと思ったから、そういうあいさつしたんだけど、今後そういうふうになれるんでは担当課が大変だと思うから、やはりその前に、県に言ってやられる前に、注意、指導というんですか、そういうのをやったらいいんじゃないかなと、このように思うので、お伝えしておきます。以上です。

委員長（浅野正之君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

堆肥の野積みにつきましては、経過措置5年あって、もう期間経過しまして、野積みはできないことになっているはずでございます。管轄は産業振興課さんになってい
ると思いますけれども、汚水の水が川に入るといこともございますので、なお私
の方でも調査しますけれども、あと産業振興課と一緒に指導してまいりたいというふう
に考えております。以上でございます。

委員長 （浅野正之君）

他にありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで町民課、環境生活課、保健福祉課の所管の予算について
は質疑を終わらせていただきます。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午後3時05分 散 会

上記会議の経過は事務局長伊藤真也の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

委員 長